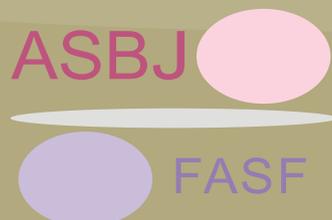


2010年7月

公開草案 ED/2010/8

保険契約

コメント募集期限：2010年11月30日



公開草案

保険契約

コメント募集期限：2010年11月30日

ED/2010/8

This exposure draft *Insurance Contracts* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form as an International Financial Reporting Standard (IFRS). Comments on the exposure draft and the Basis for Conclusions should be submitted in writing so as to be received by **30 November 2010**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IFRS Foundation website (www.ifrs.org), using the 'Open to Comment' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2010 IFRS Foundation®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'IFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASC Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Additional copies of this publication in English may be obtained from:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

公開草案
保険契約

コメント募集期限：2010年11月30日

ED/2010/8

本公開草案「保険契約」は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会（IASB）によって公表されたものである。この提案は、国際財務報告基準（IFRS）として最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。本公開草案及び結論の根拠に対するコメントは、2010年11月30日までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASBのウェブサイト（www.ifrs.org）に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、責任を負わない。

コピーライト © 2010 IFRS Foundation®

すべての権利は保護されている。本提案草案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーが IFRS 財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASB のアドレスを完全に表示している場合に限り、IASB へ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団ロゴ / IASB ロゴ / 'Hexagon Device'、'IFRS Foundation'、'eIFRS'、'IAS'、'IASB'、'IASB Foundation'、'IASCF'、'IFRS for SMEs'、'IASs'、'IFRIC'、'IFRS'、'IFRSs'、'International Accounting Standards'、'International Financial Reporting Standards' 及び 'SIC' は IASCF の商標である。

本出版物の英語版の追加のコピーは、IFRS 財団から入手できる。

IFRS Foundation Publications Department

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

目 次

	項
はじめに及びコメントの募集	IN1- IN30
 [草案]国際財務報告基準第 X 号「保険契約」	
目 的	1
範 囲	2-12
認 識	13-15
測 定	16-66
認識の中止	67-68
表 示	69-78
開 示	79-97
発効日及び経過措置	98-102
付 録	
A 用語の定義	
B 適用指針	
C 他の IFRS の修正	
審議会による「保険契約」の承認	
結論の根拠 <i>別冊参照</i>	

はじめに及びコメントの募集

はじめに

本公開草案を公表する理由

- IN1 国際会計基準審議会（当審議会又は IASB）は、公開草案「保険契約」を公表して、保険契約の会計処理の大幅な改善を提案した。この改善は緊急に必要とされるものである。財務諸表利用者の多くは、今日の保険会計は「ブラック・ボックス」であり、保険者の財政状態及び財務業績について目的適合性のある情報を提供していないと評している。
- IN2 本公開草案における提案は、確定すれば、次のようなものとなる。
- (a) 財務諸表利用者が経済的意思決定を行うために目的適合性のある情報を提供することを保険者に要求する、包括的なフレームワークを提供する。
 - (b) IFRS 第 4 号「保険契約」を置き換えることにより、現行の慣行の不整合及び弱点を解消する。IFRS 第 4 号は、暫定的な基準であり、長年にわたり断片的に開発されてきたさまざまな現行の会計慣行を使用し続けることを保険者に許容している。
 - (c) 企業間、法域間及び資本市場間の比較可能性を提供する。

本公開草案の主な特徴

- IN3 本公開草案は、企業が発行するすべての種類の保険契約（及び企業が保有する再保険契約）についての包括的な測定アプローチを提案し、一部の短期契約については修正アプローチを提案している。当該アプローチが基礎としている原則は、保険契約は権利と義務の束を生み出し、それらが一体となって機能して一連のキャッシュ・インフロー（保険料）及びアウトフロー（給付金及び保険金）を生み出すというものである。保険者は、一連のキャッシュ・フローに対し、次のようなビルディング・ブロックを使用する測定アプローチを適用する。
- (a) 将来キャッシュ・フローの現在の見積り
 - (b) 当該キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率
 - (c) 明示的なリスク調整
 - (d) 残余マージン
- IN4 大部分の短期契約については、当該測定アプローチの修正版が適用される。
- (a) カバー期間中、保険者は、多くの現行の慣行とおおむね同じ方法で、受取保険料の

配分を使用して契約を測定する。

- (b) 保険者は、既発生の保険事故に関する支払備金の測定に、ビルディング・ブロック・アプローチを使用する。

提案の開発

- IN5 本公開草案における提案は、2007年5月のディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」の公表、IASBの保険ワーキング・グループ（IWG）との協議及び2009年後半に行われた的を絞ったフィールド・テストへの参加者からのインプットに続く広範な審議の結果である。
- IN6 当審議会は米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で本提案を開発した。両審議会は多くの領域で同じ結論に至ったが、いくつかの領域で異なる結論に至り、それらはこの後のコメントの募集及び結論の根拠への付録で要約されている。FASBは、関係者から追加的なインプットを要求するためのディスカッション・ペーパーを公表する予定である。当該ディスカッション・ペーパーは、IASBの提案、FASBの暫定決定、及びこれらの各モデルと現行の米国の一般に公正妥当と認められた会計原則（US GAAP）との比較を示すものとなる。

コメントの募集

- IN7 当審議会は、提案されているIFRS「保険契約」の公開草案のあらゆる面についてコメントを要求している。特に、以下に示した質問への回答を歓迎する。コメントは次のようなものであれば最も有用である。
- (a) 示した質問に回答している。
- (b) コメントが関係する具体的な項を明示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当する場合、当審議会が検討すべき代替案を説明している。
- IN8 コメント提出者は、すべての質問に対してコメントする必要はなく、追加の論点に対してコメントを行うことは推奨される。
- IN9 当審議会は、2010年11月30日までに文書で受け取ったすべてのコメントを検討する。コメントの検討にあたり、当審議会が結論の基礎とするのは、各アプローチに対する支持論と反対論の利点であり、各アプローチを支持するコメント提出者の数によるのではない。

測定（第 16 項から第 61 項、B34 項から B110 項及び BC45 項から BC155 項）

測定モデル（第 16 項から第 53 項及び BC45 項から BC144 項）

- IN10 本公開草案は、短期契約についての修正(IN15 項参照)を除き、すべての種類の保険(及び再保険) 契約について、次のものを使用する測定アプローチを提案している。
- (a) 現在の割引後の将来キャッシュ・フローの見積りを織り込んだ直接的な測定。将来キャッシュ・フローは各報告日に改訂され、当該将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響について調整される(すなわち、リスク調整)。
- (b) カバー期間にわたる契約の収益性を報告するマージン(すなわち、残余マージン)
- IN11 リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大の金額を表す。これは各報告期間の末日時点で再測定され、保険者がリスクから解放されるにつれて時間とともに減少する。
- IN12 残余マージンは、契約開始時に、保険者が契約締結時に利得を認識しないこととなる金額に較正される。残余マージンは、カバー期間にわたって、時の経過に基づく規則的な方法で解放される。ただし、保険金及び給付金のパターンによって、別のパターンの方がもっと適切となる場合を除く。
- IN13 US GAAP については、FASB は異なる結論に達した。FASB は、モデルは別個のリスク調整及び残余マージンを含むべきではなく、その代わりに、これらを単一の複合マージンに統合すべきであるという結論を下した。複合マージンは、カバー期間及び保険金請求処理期間の両方にわたって解放される。その基礎となるのは、保険カバーの提供から生じる保険者のエクスポージャー及び将来キャッシュ・フローに関連する不確実性から生じる保険者のエクスポージャーである。
- IN14 保険者は多くの場合、新規保険契約を販売、引受及び開始するための重要なコスト(すなわち、新契約費) を発生させる。本公開草案は、保険者に次のことを要求している。
- (a) 実際に発行された契約についての増分新契約費を、当初測定に契約キャッシュ・フローの一部として含める。その結果、それらのコストは、契約開始時ではなく、カバー期間にわたっての純利益に影響する。
- (b) 他のすべての新契約費を、発生時に費用として認識する。

質問 1 - 利用者にとって目的適合性のある情報（BC13 項から BC50 項）

提案されている測定モデルは、保険者の財務諸表の利用者が経済的意思決定を行うのに役立つと考えるか。その理由は何か。そのように考えない場合、どのような変更を提案するのか。その理由は何か。

質問 2 - 履行キャッシュ・フロー（第 17 項(a)、第 22 項から第 25 項、B37 項から B66 項及び BC51 項）

- (a) 保険契約の測定は、保険者が保険契約を履行するにつれて発生する将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除した金額の期待現在価値を含めるべきであることに同意するか。その理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。
- (b) 見積将来キャッシュ・フローに関する付録 B の適用指針案の詳細度は適切か。適用指針に関して何かコメントはあるか。

質問 3 - 割引率（第 30 項から第 34 項及び BC88 項から BC104 項）

- (a) 保険者が無配当契約に使用する割引率が反映すべきなのは、保険契約負債の特性であり、保険契約負債を担保する資産の特性ではないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (b) 流動性の影響を考慮するという提案、及び流動性に関するガイダンス（第 30 項(a)、第 31 項及び第 34 項参照）に同意するか。その理由は何か。
- (c) 提案されている割引率は、一部の長期保険契約の経済的実態を正しく表さないかもしれないという懸念を示した人々がいる。これらの懸念は妥当か。妥当である理由又は妥当でない理由は何か。妥当であるとすれば、どのようなアプローチを提案するか。その理由は何か。例えば、当審議会は、履行キャッシュ・フローの期待現在価値は保険者の不履行リスクを反映すべきではないという結論を再検討すべきか。

質問 4 - リスク調整か複合マージンか（BC105 項から BC115 項）

リスク調整と残余マージンの使用（IASB が提案している）を支持するか、それとも、単一の複合マージン（FASB が選好している）の方がよいか。あなたの見解の理由を説明していただきたい。

質問 5 - リスク調整（第 35 項から第 37 項、B67 項から B103 項及び BC105 項から BC123 項）

- (a) リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額を描写すべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。その理由は何か。
- (b) B73 項はリスク調整を見積るための技法の選択肢を、信頼水準、条件付きテール期待値（CTE）及び資本コスト技法に限定している。これら 3 つの技法は許容し、他の技法は許容しないことに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意

しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。

- (c) CTE 又は資本コスト法のいずれかを使用する場合には、保険者はそのリスク調整が相当する信頼水準を開示すべきであることに同意するか（第 90 項(b)(i)参照）。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (d) 保険者は、リスク調整の測定を、ポートフォリオ・レベルの集約（すなわち、類似したリスクに晒され、プールとして一括して管理される契約のグループ）で行うべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するのか。その理由は何か。
- (e) リスク調整に関する付録 B の適用指針の詳細度は適切か。適用指針に関して何かコメントはあるか。

質問 6 - 残余/複合マージン（第 17 項(b)、第 19 項から第 21 項、第 50 項から第 53 項及び BC124 項から BC133 項）

- (a) 保険者は保険契約の当初認識時にいかなる利得も認識すべきでないことに同意するか（このような利得が生じるのは、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値よりも小さい場合である）。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (b) 残余マージンはゼロ未満とすべきではなく、したがって、保険契約の当初認識時の損失は、直ちに純損益に認識することに同意するか（このような損失が生じるのは、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値よりも大きい場合である）。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (c) 保険者は、残余マージン又は複合マージンの見積りを、保険契約を保険契約のポートフォリオに集約するレベルで行い、ポートフォリオ内では、契約開始日が近いごとに及びカバー期間が近いごとに行うべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。
- (d) 提案されている残余マージンの解放方法に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か（第 50 項及び BC125 項から BC129 項参照）。
- (e) 当審議会が複合マージンを含むアプローチを採用するとした場合には、提案されている複合マージンの解放方法に同意するか（結論の根拠への付録参照）。同意する理由又は同意しない理由は何か。
- (f) 残余マージンについて利息を計上すべきであることに同意するか（第 51 項及び

BC131 項から BC133 項参照)。同意する理由又は同意しない理由は何か。複合マージンについても同じ結論に達するか。その理由又はそうでない理由は何か。

質問 7 - 新契約費 (第 24 項、第 39 項及び BC135 項から BC140 項)

- (a) 発行される契約についての増分新契約費は、保険契約の当初測定に契約キャッシュ・アウトフローとして含め、他のすべての新契約費は発生時に費用として認識することに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。

短期契約 (第 54 項から第 60 項及び BC145 項から BC148 項)

- IN15 保険料配分モデルは、一部の短期保険契約の責任準備金についての修正された測定として提案されている (契約が不利である場合を除く)。

質問 8 - 保険料配分アプローチ

- (a) 当審議会は、一部の短期保険契約の責任準備金についての修正された測定を、() 要求すべきか、() 許容するが要求しないものとすべきか、又は() 導入しないこととすべきか。その理由は何か。
- (b) 当該アプローチを要求する規準の案、及び当該アプローチを適用する方法に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。

**将来保険料から生じるキャッシュ・フロー
(第 26 項から第 29 項及び BC53 項から BC66 項)**

- IN16 保険者が義務を履行するにつれて生じると予想される将来キャッシュ・フローを識別するために、将来保険料 (及びその結果生じる給付金並びに保険金) が次のどちらから生じるのかを判断する必要がある。
- (a) 既存の契約 (負債測定に含まれる)
- (b) 将来の契約 (測定に含まれない)
- IN17 これを区別するために、本公開草案の第 27 項は、保険契約の境界線を次のいずれか早い時点とすることを提案している。
- (a) もはやカバーを提供することを要求されない。
- (b) 保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力があり、その結果、当該リスクを完全に反映する価格を設定できる。

質問 9 - 契約の境界線の原則

提案されている境界線の原則に同意するか、また、保険者はそれを実務上一貫して適用できると考えるか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合（考えない場合）、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。

有配当性**（第 23 項、第 62 項から第 66 項、BC67 項から BC75 項及び BC198 項から BC203 項）**

- IN18 一部の保険契約は、特定の種類の契約、関連資産又はその両方の有利な運用成績に参加する権利を保険契約者に提供する（すなわち、有配当性）。本公開草案は、有配当性から生じる支払を、他の契約キャッシュ・アウトフローと同様の方法で（すなわち、期待現在価値ベースで）保険契約の測定に含めることを提案している。
- IN19 一部の保険者は、一部の有配当保険契約に見られるものに類似した裁量権のある有配当性を有する金融商品を発行する。当審議会は、特定の条件を満たせば、これらの契約を本基準の範囲に含めることを提案している。米国会計基準について、FASB はこれらの契約を FASB の金融商品基準の範囲に含めることを暫定的に決定している。

質問 10 - 有配当性

- (a) 保険契約の測定には、配当給付を期待現在価値ベースで含めるべきであることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。
- (b) 裁量権のある有配当性を有する金融商品は、保険契約に関する IFRS の範囲に含めるべきか、それとも IASB の金融商品基準の範囲に含めるべきか。その理由は何か。
- (c) 裁量権のある有配当性の定義の案に同意するか（その投資契約が、保険契約とともに、同じ資産プール、会社、ファンド又はその他の事業体に参加していなければならないという新たな条件の提案を含む）。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。
- (d) 第 64 項及び第 65 項は、いくつかの測定の提案を、裁量権のある有配当性を有する金融商品に合うように修正している。これらの修正に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。これらの契約について必要な他の修正はあるか。

定義及び範囲（第 2 項から第 7 項、B2 項から B33 項及び BC188 項から BC209 項）

- IN20 提案されている保険契約の定義は、IFRS 第 4 号で使用されている重要な保険リスクの保

険者への移転を基礎としている。付録 B はこの定義に関する指針を提供している。範囲除外は本公開草案の第 4 項に列挙されている。

質問 11 - 定義及び範囲

- (a) 保険契約の定義及び関連する指針に同意するか（BC191 項で要約されている 2 つの変更を含む）。同意しない場合、その理由は何か。
- (b) 第 4 項における範囲除外に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。
- (c) 現在 IFRS で金融保証契約として定義されている契約を、保険契約に関する IFRS の範囲に含めることに同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。

アンバンドリング（第 8 項から第 12 項及び BC210 項から BC225 項）

IN21 本公開草案は、次のものがある場合には、保険者は、投資（すなわち、金融）及びサービス要素を保険要素から区分して会計処理すること（すなわち、アンバンドリング）を提案している。

- (a) 特定の規準を満たす勘定残高を反映する投資要素
- (b) IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従って主契約から区分される組込デリバティブ
- (c) 財及びサービスに係る契約条件のうち、保険カバーに密接に関連していないが、商業実態のない理由で、保険カバーを含んだ契約に結合されているもの

質問 12 - アンバンドリング

保険契約の一部の構成要素をアンバンドルすることは適切と考えるか。どのような場合にこれを要求するかに関する規準の案に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。その理由は何か。

表示（第 69 項から第 78 項及び BC150 項から BC183 項）

IN22 本公開草案は、保険者の財務諸表の利用者が重要な業績要因を理解するのに役立つ包括利益計算書の表示を提案している。このような情報は、多くの現行モデルでは、特に生命保険契約について、不足している。また、当該表示は保険契約について提案されている測定アプローチにも自然に適合する。提案されている表示は、収益（income）及び費用の表示を以下を強調する方法で行うことにより、このことを達成する。

- (a) 引受マージン（すなわち、リスク調整の変動及び残余マージンの解放）
- (b) 実績調整（すなわち、実際キャッシュ・フローと従前の見積りとの差額）及び見積りの変更（すなわち、キャッシュ・フローの現在の見積り及び割引率の変更）
- (c) 保険契約負債に係る利息（保険負債を担保する資産の投資リターンとの関係を強調する方法で表示又は開示される）

IN23 保険者は、保険契約から生じるすべての収益（income）及び費用を純損益に表示することを要求される。

質問 13 - 表示

- (a) 提案されている要約マージンの表示は、財務諸表利用者に有用となるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。有用と考える場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。
- (b) 保険者は保険契約から生じるすべての収益（income）及び費用を純損益に表示すべきであるという提案に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。

開示（第 79 項から第 97 項、BC242 項及び BC243 項）

IN24 提案されている開示要求の目的は、財務諸表利用者が保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解するのに役立つことである。具体的には、提案されている開示原則は、次の事項の説明を保険者に要求している。

- (a) 保険契約から生じた、財務諸表で認識されている金額
- (b) これらの契約から生じるリスクの性質及び程度

質問 14 - 開示

- (a) 提案されている開示原則に同意するか。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。
- (b) 提案されている開示要求は、提案されている目的を満たすと考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。
- (c) 提案されていないが有用な開示（又は、提案されているが有用でない開示）はあるか。もしあれば、その開示を記載し、それが有用な理由又は有用でない理由を説明していただきたい。

ユニット・リンク契約（第 8 項(a)(i)、第 71 項及び第 78 項、付録 C、並びに BC153 項から BC155 項及び BC184 項から BC187 項）

IN25 ユニット・リンク契約（変額契約と呼ばれることもある）について、本公開草案は、現行の規定が会計上のミスマッチを生じている資産について、保険者が、基礎となる資産を認識し、純損益を通じて公正価値で測定することを提案している。これらの資産について、この提案により次のような必然的修正が必要となる。

(a) IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 9 号「金融商品」（保険者が発行した株式を取り扱うため）

(b) IAS 第 16 号「有形固定資産」（保険者が占有する不動産を取り扱うため）

IN26 さらに、

(a) アンバンドリングに関する提案（IN21 項参照）は、ユニット・リンク契約についても目的適合性がある。

(b) 本公開草案は、ユニット・リンク契約及び関連資産に関する表示の規定を提案している。

質問 15 - ユニット・リンク契約

ユニット・リンク契約に関する提案に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。

再保険（第 43 項から第 46 項及び BC230 項から BC241 項）

IN27 本公開草案における提案は、保険者が保有する再保険契約にも適用される。当審議会は、元受保険負債と再保険負債に異なる測定アプローチを適用する理由を見出していない。

IN28 出再者は再保険者が債務を履行しないかもしれないというリスクに直面している。当審議会は再保険資産について予想損失モデルを提案している。言い換えれば、再保険資産の測定は、債務不履行又は係争から生じる損失の期待（すなわち、確率加重）現在価値についての減額を織り込むこととなる。

質問 16 - 再保険

(a) 再保険資産について予想損失モデルを支持するか。その理由は何か。支持しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。

(b) 再保険の提案に関し、他にコメントはあるか。

経過措置及び発効日（第 98 項から第 102 項及び BC244 項から BC257 項）

- IN29 提案されている経過措置は、第 98 項から第 102 項にある。IFRS 第 9 号の結論の根拠で述べているとおり、当審議会は、保険契約に関する IFRS の強制適用日が 2013 年 1 月 1 日より後となった場合には、IFRS 第 9 号の発効日の延期を検討する。

質問 17 - 経過措置及び発効日

- (a) 提案されている経過措置に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するのか。その理由は何か。
- (b) 仮に当審議会在が FASB の選好する複合マージン・アプローチを採用するとした場合、経過措置に関する FASB の暫定決定（結論の根拠への付録参照）に同意するか。
- (c) 保険契約に関する IFRS の発効日を IFRS 第 9 号の発効日に合わせる必要があるか。必要である理由又は必要でない理由は何か。
- (d) 提案されている規定を採用するのに保険者がどれほどの期間を必要とするかについての見積りを示していただきたい。

その他のコメント

質問 18 - その他のコメント

本公開草案の提案について、他にコメントはあるか。

ベネフィットとコスト（BC258 項から BC263 項）

- IN30 当審議会は IFRS を開発する際に、改善される財務情報の全体的な便益がそれを提供するためのコストを正当化するかどうかを評価している。

質問 19 - ベネフィットとコスト

提案されている保険契約の会計処理のベネフィットとコストに関する当審議会の評価に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。実行可能であれば、提案に関連するベネフィットとコストを見積っていただきたい。

[草案]国際財務報告基準第 X 号「保険契約」([草案] IFRS 第 X 号) は、第 1 項から第 102 項及び付録 A から付録 C に示されている。すべての項は同等の権威を有する。**太字**で表示されている項は主な原則を示している。付録 A にて定義された用語は、本基準 [案] で初出の場合には下線付により表示されている。その他の用語の定義については、国際財務報告基準の用語集にて示されている。[草案] IFRS 第 X 号は、本基準の目的、結論の根拠、「国際財務報告基準に関する趣意書」及び「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」に照らして解釈すべきである。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、明示的な指針がない場合において、会計方針の選択及び適用のための根拠を提供する。

[草案] 国際財務報告基準第 X 号 「 保険契約 」

目 的

- 1 本基準 [案] の目的は、以下によるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を、企業がその財務諸表の利用者に報告するために適用すべき原則を確立することである。
 - (a) 企業が発行する保険契約
 - (b) 企業が保有する再保険契約
 - (c) 企業が発行する金融商品で、裁量権のある有配当性を含むもの

範 囲

- 2 企業は本基準 [案] を以下のものに適用しなければならない。
 - (a) 発行する保険契約（再保険契約を含む）及び保有する再保険契約
 - (b) 発行する金融商品で、裁量権のある有配当性を含むもの（第 62 項から第 66 項参照）
- 3 本基準 [案] は、保険者による会計処理の他の局面は取り扱っていない。例えば、第 2 項(b)に示した以外の金融資産及び金融負債の会計処理などである（IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」、IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」参照）。ただし、第 102 項の経過措置は例外である。
- 4 企業は本基準 [案] を以下のものに適用してはならない。
 - (a) 製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証（IAS 第 18 号「収益」及び IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」参照）
 - (b) 従業員給付制度による事業主の資産及び負債（IAS 第 19 号「従業員給付」及び IFRS 第 2 号「株式報酬」参照）及び確定給付退職制度により報告される退職給付債務（IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」参照）
 - (c) 契約上の権利又は契約上の義務のうち、非金融項目の将来の使用又は使用权を条件とするもの（例えば、一部のライセンス料、ロイヤルティ、変動リース料及び類似の項目、IAS 第 17 号「リース」、IAS 第 18 号及び IAS 第 38 号「無形資産」参照）
 - (d) 製造業者、販売業者又は小売業者が提供する残価保証、及びファイナンス・リースに組み込まれた借手の残価保証（IAS 第 17 号及び IAS 第 18 号参照）
 - (e) 固定料金のサービス契約で、サービスの提供を主要な目的としているが、サービスの水準が不確実な事象に左右されるため、サービス提供者がリスクに晒されるもの。

例えば、サービス提供者が特定の設備を故障後に修理することに合意しているメンテナンス契約である（IAS 第 18 号参照）。ただし、保険者は本基準 [案] を、保険者が保険事故について保険契約者に補償するために保険契約者に財又はサービスを提供する保険契約に適用しなければならない。

(f) 企業結合で支払うか又は受け取る条件付対価（IFRS 第 3 号「企業結合」参照）

(g) 企業が保有する元受保険契約（すなわち、企業が保険契約者である元受保険契約）。ただし、出再者は、保有する再保険契約に本基準 [案] を適用しなければならない。

5 参照の便宜のため、本基準 [案] は、発行者が法律又は監督の目的上、保険者とみなされるかどうかに関係なく、保険契約を発行する企業を保険者と表現している。

6 再保険契約は保険契約の一種である。したがって、本基準における保険契約への言及は、すべて再保険契約にも適用される。

7 付録 B は、保険契約の定義に関する指針を示している（B2 項から B33 項参照）。

アンバンドリング

8 保険契約の中には、含んでいる 1 つ以上の構成要素（例えば、投資（金融）要素又はサービス要素）が、仮に別個の契約であるかのように保険者が会計処理した場合には他の IFRS の範囲内となるものもある。ある構成要素が、契約で特定された保険カバーに密接に関連していない場合は、保険者は、当該構成要素が別個の契約であるかのように、当該他の IFRS を適用して会計処理しなければならない（すなわち、当該構成要素をアンバンドルしなければならない）。以下は、保険カバーに密接に関連していない構成要素の最も一般的な例である。

(a) 以下の条件の両方に該当する勘定残高を反映する投資要素

(i) その勘定残高に明示的なリターンが付与されていること（すなわち、例えば、明示的な満期価額を契約に明示されていない率で割り引いて求めた金額のような、非明示的な勘定残高ではないこと）

(ii) その勘定残高の設定金利が、基礎となる投資の投資運用成績に基づいていること。基礎となる投資とは、ユニット・リンク契約については投資の特定されたプール、指数リンク契約については投資の名目的プール、ユニバーサル・ライフ契約については投資の一般勘定プールである。その設定金利は、投資運用成績の全額から契約手数料及び分担金を控除したものを、個々の保険契約者に渡すものでなければならない。それらの規準を満たす契約が指定する条件には、最低保証があってもよいが、上限の指定はできない。上限があると、投資の運用成績がすべて契約保有者に渡されるわけではないことになるからである。

(b) IAS 第 39 号に従って主契約から区分される組込デリバティブ(下記の第 12 項参照)

(c) 財及びサービスに係る契約条件のうち、保険カバーに密接に関連していないが、商業実態のない理由で、保険カバーを含んだ契約に結合されているもの

9 第 8 項(a)に示されている勘定残高をアンバンドルする際に、保険者は、その勘定残高に課されるすべての課金及び手数料を、設定金利に含まれている他部門助成効果とともに、保険要素か他の要素のいずれかに属するものとみなすが、投資要素の一部とはみなさない。したがって、当該勘定残高の算定に用いられる設定金利は、その利率と当該勘定残高に課される課金及び手数料との間の他部門助成効果を除去した後の設定金利を反映する。

10 保険者は、契約の構成要素のうち、保険契約に明示されている保険カバーに密接に関連しているものをアンバンドルしてはならない。

11 本基準 [案] を通じて、「保険契約」という用語は、保険契約の構成要素のうち、第 8 項に従って構成要素をアンバンドルした後に残るものを指している。

組込デリバティブ

12 IAS 第 39 号は、保険契約に組み込まれたデリバティブに適用されるが、組込デリバティブ自体が保険契約である場合は例外となる。IAS 第 39 号は、次の規準の両方に該当する場合には、組込デリバティブを主契約から区分し、公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識することを企業に要求している。

(a) 組込デリバティブの経済的特性及びリスクが、主保険契約の経済的特性及びリスクに密接に関連していないこと (IAS 第 39 号の AG30 項から AG33 項参照)。組込デリバティブの経済的特性及びリスクが主保険契約の経済的特性及びリスクに密接に関連しているのは、例えば、組込デリバティブと主保険契約の相互依存性が高いため、企業が組込デリバティブを区分して (すなわち、主契約を考慮せずに) 測定することができない場合である (IAS 第 39 号の AG33 項(h)参照)。

(b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品ならば、デリバティブの定義を満たし、IAS 第 39 号の範囲内であること (例えば、デリバティブ自体が保険契約でない)。

認 識

13 保険者は、保険契約の当事者となった時に、保険契約負債又は保険契約資産を認識しなければならない。

14 保険者は、次のいずれか早い日に保険契約の当事者となる。

(a) 保険者が、保険契約の条件により拘束される時

- (b) 保険者が、契約上のリスクに初めて晒される時。すなわち、保険者が、保険契約者に対して保険事故について保険カバーを提供する義務からはや逃れられなくなっており、かつ、特定の保険契約者のリスクについてもはや再評価する権利を有しておらず、その結果、そのリスクを完全に反映した価格を設定することができなくなった時
- 15 保険者は、将来の保険契約において発生するかもしれない保険金に関するいかなる金額（一部の法域で、異常危険準備金や利益平衡準備金として示される金額）も、資産又は負債として認識してはならない。本基準〔案〕は、企業が、そうした金額を、資本の中で利益剰余金から準備金に振り替えて表示することを禁止していない。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、企業に資本に含まれる各準備金の性質と目的を記述することを要求している。

測 定

- 16 第 17 項から第 53 項では、保険者がすべての保険契約に適用しなければならない測定モデルについて説明している。ただし、第 54 項に規定された短期契約については対象外であり、第 55 項から第 60 項で、そのモデルの修正版について説明している。

当初測定

- 17 保険者は、当初、保険契約を次の合計額で測定しなければならない。
- (a) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除したものの期待現在価値。ただし、当該将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響について調整を行う（履行キャッシュ・フローの現在価値、第 22 項参照）。
- (b) 契約開始時の利得を排除する残余マージン。残余マージンは、(a)の金額がゼロより小さい場合（すなわち、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値より小さい場合）に生じる。
- 18 第 17 項(a)に規定された履行キャッシュ・フローの現在価値がゼロより大きい場合（すなわち、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値を超過する場合）保険者は当該金額を純損益に費用として直ちに認識しなければならない。
- 19 第 17 項及び第 18 項から、当初認識時の保険契約の測定は、次のとおりとなる。
- (a) 履行キャッシュ・フローの現在価値がゼロ以下の場合、ゼロ
- (b) 履行キャッシュ・フローの現在価値がゼロを超える場合、その額

- 20 保険者は、第 17 項(b)の残余マージンを算定する際に、保険契約を保険契約のポートフォリオに集約するレベルで行い、ポートフォリオ内では、契約開始日が近いごとに及びカバー期間が近いごとに行わなければならない。
- 21 保険者は、カバー期間開始前に保険契約の当事者となることがある。多くの場合、契約の当初認識後カバー期間開始までに、保険契約の測定値が大きく変動することはない。この間、保険契約の測定値は、現金の受取若しくは支払、金利の付加、及びキャッシュ・フローの見積り若しくは割引率の変更によってのみ更新される。保険者は、カバー期間が始まってから、残余マージンを純損益に認識し始めなければならない(第 50 項参照)。

履行キャッシュ・フローの現在価値

- 22 履行キャッシュ・フローの現在価値は、次のビルディング・ブロックから構成される。
- (a) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除したものの、明示的で、バイアスのない、確率で加重された見積り(すなわち、期待値)(第 23 項から第 25 項)
- (b) 当該キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率(第 30 項から第 34 項)
- (c) 将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響の明示的な見積り(リスク調整 - 第 35 項から第 37 項)

将来キャッシュ・フロー

- 23 保険契約ポートフォリオのキャッシュ・フローの見積りは、そのポートフォリオから生じるすべての増分キャッシュ・インフローと増分キャッシュ・アウトフローを含めなければならない。見積りは、次のとおりでなければならない。
- (a) 明示的である(すなわち、キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整する割引率の見積り、及び、将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響についてキャッシュ・フローを調整するリスク調整とは区別される)
- (b) 企業の視点を反映するが、市場変数については、観察可能な市場価格と整合的である。
- (c) 保険者が保険契約を履行するにつれて生じるすべてのキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関するすべての入手可能な情報を、バイアスのない方法で織り込む。
- (d) 現在のものである(すなわち、測定日におけるすべての入手可能な情報を見積りに反映しなければならない)

(e) 既存の契約から生じるキャッシュ・フロー（すなわち、契約の境界線内で生じるキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフロー - 第 26 項及び第 27 項参照）のみを含む。

- 24 当初認識時に、保険者は、契約期間にわたり保険契約を履行するにつれて生じるすべてのキャッシュ・フローの見積りを保険契約の測定に含めなければならない。これらのキャッシュ・フローの一部は、保険契約が当初認識される日に受け取られる、又は、支払われる。例えば、初回保険料及び増分新契約費がそれに該当する（第 39 項(a)参照）。これらのキャッシュ・フローは、保険契約が当初認識される日の保険契約負債の帳簿価額に変動をもたらすが、それは、当初認識時点の直後においてである。
- 25 付録 B は、将来キャッシュ・フローの見積りに関する指針を示している（B37 項から B66 項参照）。

契約の境界線

- 26 保険契約の測定においては、次のいずれかの場合に、かつその場合にのみ、保険料及びその保険料から生じる他のキャッシュ・フロー（例えば、保険金及び費用）を含めなければならない。
- (a) 保険者が保険契約者に保険料の支払を強制できる。
- (b) 保険料が当該契約の境界線内に属する。
- 27 保険契約の境界線は、既存の保険契約に関連する将来キャッシュ・フローと、将来の保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを区別する。保険契約の境界線は、次のいずれかの時点である。
- (a) 保険者はもはやカバーを提供することを要求されない。
- (b) 保険者に特定の保険契約者のリスクを再評価する権利又は実務上の能力があり、その結果、当該リスクを完全に反映する価格を設定できる。リスクを完全に反映した価格を設定できるかどうかを評価する際に、保険者は商業実態のない（すなわち、契約の経済性に目に見える影響がない）制限を無視しなければならない。
- 28 多くの保険契約には、保険契約者が受け取る給付金の金額、時期、性質、又は不確実性を変更する行動をとることができるという特徴がある。これには、解約オプション、転換オプション、及び、保険料の払込を中止するが一定の給付金は受け取るオプションが含まれる。保険契約の測定においては、保険契約者の将来の行動を期待値ベースで反映させ、保険契約者の実際の行動が予想された行動と異なるリスクについての調整を行わなければならない。例えば、保険契約の測定において、
- (a) 解約が保険者にとって不利であるという理由だけで、すべての保険契約者が契約を

解約すると仮定してはならない。

(b) 継続が保険者にとって不利であるという理由だけで、すべての保険契約者が契約を継続すると仮定してはならない。

29 オプション、先物及び保証が、既存保険契約における保険カバーと関連しない場合は、契約の境界線内には入らない。保険者は、それらの特徴を、性質に応じて、新しい保険契約又は他の独立した商品として取り扱わなければならない。

貨幣の時間価値

30 保険者は、次の割引率を使用して、将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値について調整しなければならない。

(a) 例えば、時期、通貨及び流動性に関し、当該保険契約負債の特性を反映するキャッシュ・フローの特性を有する商品の、観察可能な現在の市場価格と整合的である。

(b) 観察される率に影響を与えるが当該保険契約負債と関連性がない要因（例えば、保険負債に存在しないが、市場価格が観察される商品には存在するリスク）を除外する。

31 第 30 項の原則の結果、保険契約のキャッシュ・フローが特定の資産の運用成績に依存していない場合、割引率は、保有者にとって信用リスクがないか無視できるような商品に関する適切な通貨のイールド・カーブを反映しなければならない。ただし、非流動性に関する調整は行う（第 34 項参照）。

32 保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性が、完全に又は部分的に、特定の資産の運用成績に依存している場合、保険契約の測定は、その依存関係を反映しなければならない。状況によっては、その関連を反映する最も適切な方法は、複製ポートフォリオ技法を使用することかもしれない（B45 項から B47 項参照）。

33 重複や漏れを避けるために、キャッシュ・フローと割引率の見積りは内部的に整合していなければならない。例えば、名目キャッシュ・フロー（すなわち、インフレーションの影響を含むもの）は、インフレーションの影響を含む率で割り引かなければならない。実質のキャッシュ・フロー（すなわち、インフレーションの影響を除外したもの）は、インフレーションの影響を除外した率で割り引かなければならない。

34 多くの保険負債は、金融市場において取引されている資産と同じような流動性の特性を有していない。例えば、国債は、厚みと流動性のある市場で取引されており、国債の保有者は、一般的に、重要なコストを掛けることなく、いつでも容易に売却することができる。対照的に、保険契約者は、重要なコストを掛けることなくして、一部の保険契約負債への投資を流動化することはできない。そして、場合によっては、保険契約者が保有分を流動化する契約上の権利を有しない。このように、保険契約の割引率の見積りに

において、保険者は、市場で観察される率の基礎となる商品の流動性特性と、保険契約の流動性特性との違いを考慮しなければならない。

リスク調整

35 リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額でなければならない。

36 保険者はリスク調整を保険契約ポートフォリオのレベルで見積らなければならない。したがって、リスク調整は保険契約ポートフォリオ内で生じる分散効果を反映しなければならないが、当該ポートフォリオと他の保険契約ポートフォリオの間の分散効果を反映してはならない。

37 付録 B は、リスク調整の見積りに関する指針を提供している(B67 項から B103 項参照)。

不履行リスク

38 履行キャッシュ・フローの現在価値は、当初認識と事後認識のいずれにおいても、保険者による不履行のリスクを反映してはならない。

新契約費

39 当初認識時に、保険者は以下のとおりにしなければならない。

(a) 履行キャッシュ・フローの現在価値に増分新契約費を含める (B61 項(f)も参照)。

(b) (a)で識別されたものを除き、すべての新契約費を発生時に費用として認識する。

ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約

40 保険者は、ポートフォリオ移転で取得した保険契約のポートフォリオを、以下のいずれか高いほうで測定しなければならない。

(a) 受け取った対価 (金融資産及び顧客関係など、同じ取引で取得したその他の資産及び負債の対価を調整後)、この対価が履行キャッシュ・フローの現在価値を超過する額が、当初認識時の残余マージンを形成する。

(b) 履行キャッシュ・フローの現在価値。この金額が受け取った対価を超過する場合、保険者はその超過額を直ちに費用として認識しなければならない。

41 保険契約のポートフォリオを取得する際に損失が発生するかどうかを評価するにあたり (第 40 項(b)参照)、保険者は、ポートフォリオ移転で取得したすべての無形資産又は他の資産を認識したかを判断し、当初認識におけるポートフォリオの測定を見直さなければならない。

42 保険者は、企業結合で取得した保険契約のポートフォリオを、以下のいずれか高いほう

で測定しなければならない。

(a) ポートフォリオの公正価値。この公正価値が履行キャッシュ・フローの現在価値を超過する額が、当初認識時の残余マージンを形成する。

(b) 履行キャッシュ・フローの現在価値。この金額がポートフォリオの公正価値を超過する場合、その超過額は企業結合で認識するのれんの当初帳簿価額を増加させる。

再保険契約

43 第 17 項の基礎をなしている原則と同様の原則を適用し、出再者は当初認識時に再保険契約を以下の合計により測定しなければならない。

(a) 履行キャッシュ・フローの現在価値（出再者の将来キャッシュ・インフローの期待現在価値にリスク調整を加え、出再者の将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値を控除した金額）

(b) 残余マージン（第 45 項に記載）

44 出再者は、再保険契約の当初認識において基礎となる保険契約を再測定した後、再保険契約の履行キャッシュ・フローの現在価値を、対応する基礎となる保険契約の履行キャッシュ・フローの現在価値の見積りと同様の方法で見積らなければならない。さらに、出再者は履行キャッシュ・フローの現在価値を見積るときに、再保険者の不履行リスクを期待値ベースで考慮しなければならない。

45 第 17 項に従うと、残余マージンは負値にはなり得ない。したがって、再保険契約の履行キャッシュ・フローの現在価値が、

(a) ゼロ未満の場合（すなわち、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値より小さい場合）、出再者は当初測定時に当該金額を残余マージンとしなければならない。

(b) ゼロより大きい場合（すなわち、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値を超過する場合）、出再者は再保険契約の当初認識時に当該金額を利得として認識しなければならない。

46 出再者は、受け取った再保険手数料を、再保険者への出再保険料の減額として処理しなければならない。

事後測定

47 各報告期間の末日における保険契約の帳簿価額は、次の合計額でなければならない。

(a) その時点における履行キャッシュ・フローの現在価値

(b) 残余マージンの残存価額

48 履行キャッシュ・フローの現在価値は、報告期間の末日におけるすべての入手可能な情報を反映しなければならない（すなわち、残存将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する現在の見積り、現在の割引率並びに現在のリスク調整を反映しなければならない）。保険者は、その時点における見積りを見直し、従前の見積りがもはや妥当ではないという証拠がある場合、それらを更新しなければならない。その中で、保険者は次の両方を考慮しなければならない。

(a) 更新された見積りが報告期間の末日時点の状況を忠実に表現するか。

(b) 見積りの変更が報告期間中の状況の変化を忠実に表現するか。

49 出再者は、再保険者の不履行リスクの変動について、再保険契約の現在履行キャッシュ・フローの測定を更新しなければならない。

50 保険者は、当初認識時に算定された残余マージンを、保険カバーを提供することによるエクスポージャーを最も良く反映する次のような規則的な方法で、カバー期間にわたって純損益に収益（income）として認識しなければならない。

(a) 時の経過に基づくが、

(b) 発生保険金及び給付金の予想時期のパターンが時の経過と著しく異なる場合、発生保険金及び給付金の予想時期に基づく。

51 保険者は、当初認識時に決定された、第 30 項に明記された割引率を使用して、残余マージンの帳簿価額に係る利息を計上しなければならない。

52 残余マージンは負値であってはならない。カバー期間が終了すれば、残余マージンはゼロとなる。したがって、カバー期間終了後は、契約は履行キャッシュ・フローの現在価値として測定しなければならない。

53 期末における有効契約が、期首における予想より少ない場合には、当該期間中に純損益に認識される残余マージンの金額には、報告期間の末日の残余マージンから、もはや有効でなくなった契約に関連する部分を除去するための調整を含めなければならない。期末における有効契約が、期首における予想より多い場合には、保険者は残余マージンを増額させてはならない。

短期契約の責任準備金

54 第 55 項から第 60 項は次の条件の両方を満たす保険契約に対して適用する。

(a) 保険契約のカバー期間がおおむね 1 年以下である。

(b) 第 12 項に従って組込デリバティブをアンバンドルした後において、契約がキャッシ

ユ・フローの変動性に著しく影響を与える組込オプション又は他のデリバティブを含んでいない。

- 55 それらの契約について、保険者は次のとおり行わなければならない。
- (a) 責任準備金を、第 56 項から第 60 項に記載されているとおり、保険料をカバー期間にわたって配分することによって測定する。
- (b) 支払備金を、第 22 項から第 46 項に従って、履行キャッシュ・フローの現在価値で測定する。
- 56 責任準備金は、保険事故発生前債務（第 57 項及び第 58 項に記載）から、（もしあれば）既存契約の境界線内にある将来保険料の期待現在価値を控除したものである。
- 57 **第 54 項で特定された保険契約については、保険者は当初認識時に、保険事故発生前債務を、以下の(a)から(b)を控除したもとして測定しなければならない。**
- (a) **（もしあれば）当初認識時に受け取った保険料に、（もしあれば）既存契約の境界線内にある将来保険料の期待現在価値を加算したもの**
- (b) **増分新契約費**
- 58 **事後に、保険者は、保険事故発生前債務の測定値を、保険カバーを提供することによるエクスポージャーを最も良く反映する次のような規則的な方法で、カバー期間にわたって減額しなければならない。**
- (a) **時の経過に基づくが、**
- (b) **発生保険金及び給付金の予想時期のパターンが時の経過と著しく異なる場合、発生保険金及び給付金の予想時期に基づく。**
- 59 保険者は、第 30 項に明記された報告期間ごとに更新される割引率を使用して、責任準備金の帳簿価額に係る利息を計上しなければならない。
- 60 当初認識時又は事後において、既存契約の境界線内にある将来の発生保険金に関連する履行キャッシュ・フローの現在価値が、保険事故発生前債務の帳簿価額を超過する場合には、保険契約は不利である。契約が不利である場合には、保険者は、保険事故発生前債務の帳簿価額と履行キャッシュ・フローの現在価値との差額を測定し、追加的な負債と対応する費用を認識しなければならない。保険契約が不利な契約かどうかを判断し、該当する場合、追加的な負債の金額を測定するにあたり、保険者は、保険契約をポートフォリオに集約し、ポートフォリオ内では、契約開始日が近いごとに集約しなければならない。保険者は、各報告期間の末日時点で追加的な負債の測定を更新し、保険契約がもはや不利とされない範囲で戻入れを行わなければならない。

外国為替

- 61 IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を、外貨建キャッシュ・フローを生成する保険契約に適用する場合、保険者は契約を貨幣性項目として取り扱わなければならない。この規定は、履行キャッシュ・フローの現在価値のみならず、残余マージンに対しても適用される。第 56 項から第 60 項に従って測定された短期契約の責任準備金にも、この規定が適用される。

裁量権のある有配当性を含む金融商品

- 62 第 2 項(b)で示したとおり、本基準 [案] は裁量権のある有配当性を含む金融商品に適用される。
- 63 このような金融商品は重要な保険リスクを移転しない。したがって、本基準 [案] の規定の一部は、これらの金融商品に適用される場合には、第 64 項及び第 65 項に記載されているように修正される。
- 64 第 27 項は保険契約の境界線を定義している。その代わりに、裁量権のある有配当性を有する金融商品の境界線は、契約保有者が、その契約の裁量権のある有配当性から生じる給付金を受け取る契約上の権利をもはや保有しない時点である。
- 65 第 50 項は残余マージンの解放の基準について説明している。その代わりに、裁量権のある有配当性を有する金融商品の残余マージンは、資産管理サービスを最も良く反映する次のような規則的な方法で、契約期間にわたって純損益に収益 (income) として認識されなければならない。
- (a) 時の経過に基づくが、
- (b) 管理下の資産の公正価値のパターンが時の経過と著しく異なる場合、その公正価値に基づく。
- 66 本基準 [案] の他の規定は、裁量権のある有配当性を有する金融商品にも、たとえ重要な保険リスクを移転しないとしても、等しく適用される。例えば、これらの金融商品から生じるキャッシュ・フローは、保険リスク以外のリスク (例えば、失効リスク及び費用リスク) の結果として、不確実性に晒されるかもしれない。これらのリスクが重要であるならば、履行キャッシュ・フローの現在価値には、最終的なキャッシュ・フローが予想を超えるかもしれないリスクを反映するためのリスク調整を含めなければならない。しかし、裁量権のある有配当性を有する金融商品の契約は重要な保険リスクを移転しないので、本基準 [案] の規定の一部の適用には目的適合性がないかもしれず、又は重要な影響を持たないかもしれない。

認識の中止

- 67 保険者は、保険契約負債（又は保険契約負債の一部）が消滅した時、すなわち、保険契約で定められた義務から免除、解約又は期間満了となった時、かつその時においてのみ、財政状態計算書から除去しなければならない。その時点では、保険者はもはやリスクに晒されておらず、したがって、もはや保険債務を充足するために経済的資源の移転を要求されることはない。
- 68 出再者が再保険を購入する時、基礎となる契約が消滅する場合のみ、基礎となる契約の認識の中止を行わなければならない。

表示

財政状態計算書

- 69 保険者は、保険契約の各ポートフォリオを、保険契約資産又は保険契約負債の中の単一項目として表示しなければならない。
- 70 保険者は、再保険資産と保険契約負債を相殺してはならない。
- 71 保険者は、以下を表示しなければならない。
- (a) ユニット・リンク契約の基礎となる資産プールを単一の表示科目として表示し、保険者の他の資産と混合しない。
- (b) ユニット・リンク契約による負債のうち(a)の資産のプールに関連する部分を単一の表示科目として表示し、保険者の他の保険契約負債と混合しない。

包括利益計算書

- 72 少なくとも、保険者は、保険契約について、当期の以下の金額を表示する表示科目を包括利益計算書に含めなければならない。
- (a) 包括利益計算書又は注記のいずれかにおいて以下に分解した引受マージン
- (i) リスク調整の変動
- (ii) 残余マージンの解放
- (b) 包括利益計算書又は注記のいずれかにおいて以下に分解した当初認識時の利得及び損失
- (i) ポートフォリオ移転で取得した保険契約に関する損失（第40項(b)参照）
- (ii) 出再者が購入した再保険契約に関する利得（第45項(b)参照）

- (iii) 保険契約の当初認識時の損失 (第 18 項参照)
 - (c) 個々の契約のレベルにおいて増分ではない新契約費 (第 39 項(b)参照)
 - (d) 包括利益計算書又は注記のいずれかにおいて以下に分解した実績調整及び見積りの変更
 - (i) 実際キャッシュ・フローと従前の見積りとの差額 (すなわち、実績調整)
 - (ii) キャッシュ・フローの見積りの変更及び割引率の変更
 - (iii) 再保険資産に係る減損損失
 - (e) 保険契約負債に係る利息
- 73 割引率の見積りの変更と保険負債に係る利息は、保険負債を担保する資産の投資リターンとの関係を強調する方法で、表示又は開示しなければならない。
- 74 保険者は、第 75 項(a)に記載されているものを除いて、次のものは包括利益計算書に表示してはならない。
- (a) 保険料。これは、預り金の受取と同様に処理される。
 - (b) 保険金費用、保険金請求処理費用、増分新契約費及び保険契約の測定に含まれる他の費用。これらは、預り金の返済と同様に処理される。
- 75 一部の短期契約については、責任準備金は第 56 項から第 60 項に従って測定される。これらの契約について、保険者は、包括利益計算書に、第 72 項の該当する表示科目に加え、当期に保険契約から生じる以下の金額を表す表示科目を含めなければならない。
- (a) 包括利益計算書又は注記のいずれかにおいて以下に分解した引受マージン
 - (i) 保険料収入。これは、保険事故発生前債務の解放の総額として算定される (すなわち、増分新契約費の償却についてグロスアップされる。第 57 項(a)参照)
 - (ii) 発生保険金
 - (iii) 発生費用
 - (iv) 保険事故発生前債務に含まれる増分新契約費の償却 (第 57 項(b)参照)
 - (b) 不利な契約のための追加負債の増減額 (第 60 項参照)
- 76 企業は、保険契約から生じるすべての収益 (income) 及び費用を純損益に表示しなければならない。
- 77 保険者は、再保険契約から生じる収益 (income) 又は費用を、保険契約から生じる費用

又は収益 (income) と相殺してはならない。

78 保険者は、以下のとおり表示しなければならない。

(a) ユニット・リンク契約から生じる収益 (income) 及び費用を単一の表示科目として表示し、保険者の他の保険契約負債から生じる収益 (income) 及び費用と混合しない。

(b) ユニット・リンク契約の基礎となる資産プールから生じる収益 (income) 及び費用を単一の表示科目として表示し、保険者の他の資産から生じる収益 (income) 又は費用と混合しない。

開 示

79 財務諸表の利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解するのに役立つように、保険者は以下についての定性的及び定量的な情報を開示しなければならない。

(a) 保険契約から生じた、財務諸表で認識されている金額 (第 85 項から第 90 項参照)

(b) 保険契約から生じるリスクの性質及び程度 (第 91 項から第 97 項参照)

80 本基準 [案] と他の IFRS に規定される開示が、特定の状況において当該目的を満たさない場合、保険者は、目的を満たすために必要な追加情報を何であれ開示しなければならない。

81 保険者は、開示要求を満たすために必要な詳細さの水準や、さまざまな各要求にどの程度の重要性を置くべきかについて考慮しなければならない。保険者は、大量の重要でない細目を含めたり、異なる特性を持つ項目を集約することにより、有用な情報が不明瞭とならないように、情報を集約又は細分化しなければならない。

82 保険者は、財政状態計算書の表示科目への調整を可能とするために十分な情報を提供しなければならない。

83 本基準 [案] に規定される開示は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」における定義と同様に、異なる報告セグメントに関する情報を集約してはならない。

84 適切であるかもしれない集約レベルの例は、次のとおりである。

(a) 契約の種類

(b) 地理 (例えば、国又は地域)

認識されている金額の説明

85 財務諸表の利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの時期、金額及び不確実性を評価するのに役立つよう十分に詳細に、保険者は財務諸表に認識されている金額についての情報を開示しなければならない。これには次のようなものが含まれる。

(a) 期首から期末までの契約残高総額の調整表（第 86 項から第 89 項参照）

(b) 測定を行うのに使用した手法及びインプット（第 90 項参照）

契約残高の調整表

86 第 85 項(a)に従って、保険者は、該当する場合、以下のそれぞれの残高の期首から期末までの調整表を開示しなければならない。

(a) 保険契約負債及び保険契約資産を区分して。

(b) (a)に含まれるリスク調整

(c) (a)に含まれる残余マージン

(d) 出再者として保険者が保有する再保険契約から生じる再保険資産

(e) (d)に含まれるリスク調整

(f) (d)に含まれる残余マージン

(g) 再保険資産の減損損失

87 第 86 項に規定される各調整表について、保険者は、該当する場合、少なくとも、以下の各項目を表示しなければならない。

(a) 期首及び期末の帳簿価額

(b) 当期中に認識された新契約

(c) 受取保険料

(d) 支払について以下の項目を区分して開示

(i) 保険金及び給付金

(ii) 費用

(iii) 増分新契約費

(e) 他の現金支払額及び現金受取額を区分して。

(f) 第 72 項及び第 75 項に従って開示される額に調整された、収益 (income) 及び費用

(g) ポートフォリオ移転又は企業結合において、他の保険者から取得又は他の保険者に移転した契約にかかる金額

(h) 外国通貨を表示通貨に換算する際に生じる正味為替差額

88 第 54 項から第 60 項に記載の測定方法を使用して測定された短期契約について、保険者は、第 86 項で規定されている調整表を、以下のものについて区分して開示しなければならない。

(a) 責任準備金

(b) 不利な保険契約に対する追加負債

(c) 支払備金

89 保険金支払の金額及び時期の不確実性が、通常 1 年以内に完全に解消されない契約については、保険者は、当期中の発生保険金及び発生費用を開示しなければならない。

測定を行うのに使用した手法及びインプット

90 第 85 項(b)に従って、保険者は、以下のものを開示しなければならない。

(a) 保険契約から生じた、認識されている金額に最も重要な影響を及ぼす測定に対して、使用した手法及び当該手法へのインプットを見積るプロセス。実行可能な場合、保険者は、これらのインプットに関する定量的な情報も提供しなければならない。

(b) (a)でカバーされない範囲において、以下を見積るのに使用した手法及びインプット

(i) リスク調整(対応する信頼水準に関する情報を含む)。保険者が、条件付きテール期待値又は資本コスト法の技法を使用している場合は、これらの手法で見積られたリスク調整に対応する信頼水準を開示しなければならない(例えば、リスク調整は条件付きテール期待値(Y)で見積られており、Z%の信頼水準に相当する)。

(ii) 割引率

(iii) 契約者配当の見積り

(c) 保険契約の測定に使用したインプットの変更の影響。財務諸表に重要な影響を及ぼす各変更の影響を区分して表示する。

(d) 測定に重要な影響を及ぼすインプットの測定の不確実性分析。もし、測定に使用する 1 つ又は複数のインプットを、その状況で合理的に用いられ得る異なる額に変更した際に、著しく大きい又は小さい測定結果となる場合、保険者は、これらの異なる額を使用する際の影響及びその影響の計算方法を開示しなければならない。測定

の不確実性分析を作成する際、保険者は、発生の可能性の低いシナリオに関連したインプットを考慮してはならない。保険者は、インプット間の相関が、これらの異なる額を使用する測定への影響を見積る際に目的適合性のある場合、当該相関の影響を考慮しなければならない。その目的のために、純損益、及び総資産又は総負債に関する重要性を判断しなければならない。

保険契約から生じるリスクの性質及び程度

91 **財務諸表の利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するのに役立つよう十分に詳細に、保険者は保険契約から生じるリスクの性質及び程度についての情報を開示しなければならない。**

92 第91項に従って、保険者は以下のものを開示しなければならない。

- (a) リスク・エクスポージャー、及びどのようにリスクが生じるか。
 - (b) 保険契約から生じるリスクの管理における目的、方針及びプロセス、並びに、これらのリスクを管理するために使用する手法
 - (c) 前期からの(a)又は(b)の変更点
 - (d) 最低資本要件又は要求される金利保証といった、保険者の営業における規制上のフレームワークの影響についての情報
 - (e) リスク軽減（例えば、再保険による）の前後における、総額ベース及び純額ベースでの保険リスクの情報。これには次のようなものが含まれる。
 - (i) 純損益及び資本への影響に関連した保険リスクへの感応度。これは、以下のものから生じる純損益及び資本への重要な影響を示す感応度分析により開示しなければならない。
 - (A) 報告期間の末日において合理的に起こり得る関連するリスク変数の変化
 - (B) 感応度分析の作成に使用する手法及びインプット
 - (C) 使用する手法及びインプットについての前期からの変更点
- ただし、保険者が、エンベディッド・バリューやバリュー・アット・リスクといった市況への感応度を管理するための代替手法を用いる場合は、代替的な感応度分析を開示することにより、この規定は満たされる。
- (ii) 保険リスクの集中。これには、経営者がどのように集中を決定するかの説明、及びそれぞれの集中を特定する共通の特性（例えば、保険事故の種類、地域又は通貨）の説明が含まれる。保険リスクの集中は、例えば保険者が以下のようなものを保有する場合に生じ得る。

(A) 1つの地域や1つの産業に集中した引受リスク

(B) 投資ポートフォリオにおいても存在する引受リスク。例えば、保険者が製薬会社に製造物責任補償を提供し、かつ、これらの企業に投資している場合

(iii) 事前に見積られた保険金の割引前の金額と比較した実際の保険金（すなわち、クレーム・ディベロップメント）。クレーム・ディベロップメントの開示は、保険金支払の金額及び時期が確定していない最も早期の重要な保険金請求が発生した期間まで遡らなければならないが、10年を超えて遡る必要はない。保険者は、保険金支払の金額及び時期の不確実性が通常1年以内に解消するクレーム・ディベロップメントについての情報を開示する必要はない。保険者は、クレーム・ディベロップメントの開示と、財政状態計算書で認識された保険契約負債の帳簿価額とを調整しなければならない。

93 保険契約から生じる、保険リスク以外の各種のリスクについて、保険者は次のものを開示しなければならない。

- (a) 報告期間の末日におけるリスク・エクスポージャーについての定量的情報の要約。
この開示は、保険者の経営幹部に対し内部的に提供される情報に基づいていなければならない。保険者が用いるリスク管理の技法及び方法論についての情報を提供しなければならない。
- (b) 他の開示情報に表れない場合において、リスクの集中。このような集中は、例えば、事業全体に対して同水準で効力を生ずる金利保証によって生じ得る。

94 再保険契約、及び、該当がある場合は他の保険契約から生じる信用リスクに関して、保険者は次のものを開示しなければならない。

- (a) 報告期間の末日における信用リスクのエクスポージャーの最大値を最も良く表す金額
- (b) 再保険資産の信用度についての情報

95 流動性リスクに関して、保険者は次のものを開示しなければならない。

- (a) 残存契約期間を示す満期分析、又は、認識された保険負債から生じる正味キャッシュ・アウトフローの見積り時期についての情報のいずれか。これは財政状態計算書において認識される金額の、見積り時期ごとの分析の形をとるかもしれない。
- (b) 保険負債から生じる流動性リスクをどのように管理するかという説明

96 市場リスク（IFRS第7号で定義されるような）に関して、保険者は次のものを開示しなければならない。

- (a) 保険者が報告期間の末日において晒されている各種の市場リスクに対する感応度分析。これは純損益及び資本が、関連するリスク変数についてのその時点で合理的に起こり得る変化により、どのように影響を受けるかを示す。保険者が、市況への感応度を管理するために、エンベディッド・バリュー分析や、バリュー・アット・リスクといった感応度分析などの、リスク変数間の相互依存性を反映する代替的な手法を使用し、かつ、財務リスクを管理するために代替的手法を使用する場合は、保険者は当該規定を満たすために、当該感応度分析を使用できる。
 - (b) 感応度分析の作成で使用した手法及び主なインプットについての説明
 - (c) 使用した手法の目的、及び、関連する保険契約の帳簿価額を完全には反映しない情報をもたらすかもしれない制約についての説明
 - (d) 使用した手法及びインプットの前期からの変更、並びにその変更の理由
 - (e) 主保険契約に含まれる組込デリバティブから生じる市場リスクのエクスポージャーについての情報で、保険者のキャッシュ・フローに重要な影響を与え始める水準についての情報を含むもの
- 97 報告期間の末日における保険者のリスク・エクスポージャーの定量的な情報が、当期中のリスク・エクスポージャーを表さない場合は、その事実、及び、そのような結果となる理由を開示し、当期中のエクスポージャーを表現するさらなる情報を提供しなければならない。

発効日及び経過措置

- 98 第 99 項から第 102 項の経過措置は、本基準 [案] を最初に適用する時に IFRS を適用する保険者と、IFRS を最初に適用する保険者（初度適用企業）の両方に適用される。
- 99 保険者は、本基準 [案] を、[公開後に挿入される日付] 以後に開始する事業年度に適用しなければならない。保険者が本基準 [案] を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。
- 100 表示される最も古い期間の期首現在で、保険者は、以下の処理を行うとともに、利益剰余金をこれに対応して修正しなければならない。
- (a) 保険契約の各ポートフォリオを履行キャッシュ・フローの現在価値で測定する。したがって、これらの経過措置が適用される保険契約については、移行時においてもその後においても、測定は残余マージンを含まない。
 - (b) 繰延新契約費の既存の残高について認識の中止を行う。
 - (c) 過去に認識した企業結合で引き受けた保険契約から生じた無形資産について、認識の中止を行う。その修正は、可能性のある将来契約に係る顧客関係や顧客リストの

ような無形資産には影響を与えない。

開 示

- 101 第 92 項(e)()を適用する際に、保険者は、本基準 [案] を最初に適用する事業年度の末日の 5 年前より前に発生したクレーム・ディベロップメントに関するこれまで未公表の情報を開示する必要はない。さらに、保険者が本基準 [案] を最初に適用する時に、本基準 [案] に準拠した完全な比較情報を表示する最も古い期間の期首より前に発生したクレーム・ディベロップメントに関する情報を作成することが実務上不可能な場合には、その旨を開示しなければならない。

金融資産の再指定

- 102 保険者が本基準 [案] を最初に適用する時に、表示される最も古い期間の期首現在で、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するように指定することが認められるが、強制はされない。それが認められるのは、そうすることによって測定又は認識の不整合が解消又は大幅に軽減されることとなる場合である。分類変更は会計方針の変更であり、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」が適用される。保険者は、その再指定の累積的影響額を、表示される最も古い期間の期首利益剰余金の修正として認識し、関連する残高をその他の包括利益累計額から除去しなければならない。

付録 A

用語の定義

本付録は、本基準 [案] の不可欠な一部を構成するものである。

新契約費 (acquisition costs)

保険契約を販売、引受及び開始するための、直接的及び間接的な費用

出再者 (cedant)

再保険契約における保険契約者

保険金請求処理期間 (claims handling period)

保険者が保険金請求を調査し及び支払うまでの期間

支払備金 (claims liability)

既発生の**保険事故**に関する正当な保険金請求に対する支払を行うための負債であり、既発生未報告 (IBNR) の保険金請求を含む。

カバー期間 (coverage period)

保険者が保険事故に対してカバーを提供する期間

元受保険契約 (direct insurance contract)

再保険契約でない保険契約

裁量権のある有配当性 (discretionary participation feature)

保証給付に加えて次のような追加給付を受け取る契約上の権利

- (a) 契約上の給付全体の中で重要な一部分となる可能性が高い。
- (b) 金額又は時期は契約上、契約発行者の裁量による。
- (c) 契約上、次のいずれかに基づく。
 - (i) 特定の保険契約プール又は特定の保険契約の種類の実績
 - (ii) 契約発行者が保有する特定の資産プールの実現及び/又は未実現の投資リターン
 - (iii) 契約を発行した会社、ファンド又はその他の事業体の純損益

ただし、同じ保険契約、同じ資産プールの業績、又は、同じ会社、ファンド若しくはその他の事業体の純損益の業績に参加する、類似した契約上の権利を提供する保険契約も

存在する場合に限る。

財務リスク (financial risk)

特定の利率、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数、又はその他の変数のうち、非金融変数の場合にはその変数が契約の当事者特有のものでないもので、1つあるいはそれ以上の、起こり得る将来の変動リスク

保証給付 (guaranteed benefits)

特定の**保険契約者**又は投資家の有する、契約発行者の裁量に左右されることのない無条件の権利に基づく支払又は他の給付

増分新契約費 (incremental acquisition costs)

保険者がその特定の保険契約を発行していなかったとすれば発生しなかったであろう当該保険契約の販売、引受及び開始のコストであり、その他の直接及び間接コストは含まない。

保険契約 (insurance contract)

一方の当事者 (**保険者**) が、もう一方の当事者 (**保険契約者**) から、特定の不確実な将来事象 (**保険事故**) が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことを同意することにより、重要な**保険リスク**を引き受ける契約(この定義についての指針は付録B参照)

保険契約資産 (insurance contract asset)

権利が義務を超過する場合の、**保険契約**に基づく、義務を控除した後に残存する**保険者の**正味の契約上の権利

保険契約負債 (insurance contract liability)

義務が権利を超過する場合の、**保険契約**に基づく、権利を控除した後に残存する**保険者の**正味の契約上の義務

保険リスク (insurance risk)

財務リスク以外のリスクで、契約保有者から契約発行者に移転されるもの

保険事故 (insured event)

保険契約によりカバーされ、**保険リスク**を生じさせる不確実な将来の事象

保険者 (insurer)

保険事故が発生した場合に**保険契約**に基づき**保険契約者**に補償を行う義務を負う契約当事者

保険契約者 (policyholder)

保険事故が発生した場合に**保険契約**に基づき補償を受ける権利を有する契約当事者

保険契約のポートフォリオ (portfolio of insurance contracts)

おおむね類似したリスクに晒され、単一のプールとして一括して管理される**保険契約**

責任準備金 (pre-claims liability)

将来発生する**保険事故**に対して、既存契約に基づく正当な保険金請求に対する支払を行うための**保険者の**待機債務 (すなわち、リスク・カバーが失効していない部分に関連した債務)

履行キャッシュ・フローの現在価値 (present value of the fulfilment cash flows)

保険者が保険契約を履行するにつれて発生する将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除した金額の期待現在価値で、将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響を調整したもの

再保険資産 (reinsurance assets)

再保険契約に基づく、**出再者の**正味の契約上の権利

再保険契約 (reinsurance contract)

ある保険者 (**再保険者**) が他の保険者 (**出再者**) に対し、出再者の発行した1つ又はそれ以上の契約から生じた損失について補償を行うために発行する**保険契約**

再保険者 (reinsurer)

保険事故が発生した場合に出再者に対して**再保険契約**に基づき補償義務を負う契約当事者

リスク調整 (risk adjustment)

将来キャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性の影響を捉えるために、将来キャッシュ・フローの期待現在価値に対して行う調整

アンバンドル (unbundle)

契約の構成要素を、その性質に基づいて、あたかも別契約のように会計処理すること

ユニット・リンク契約 (unit-linked contract)

給付の一部又はすべてが、内部又は外部の投資ファンド (すなわち、**保険者**又は第三者によって保有され、ミューチュアル・ファンドと類似した方法で運営される特定の資産プール) のユニット価格によって決定される契約。一部の法域では変額契約と呼ばれる。

付録 B

適用指針

本付録は、本基準 [案] の不可欠な一部を構成するものである。

B1 本付録は次の論点に関する指針を提供する。

- (a) 保険契約の定義 (B2 項から B33 項)
- (b) 保険契約の測定 (B34 項から B110 項)

保険契約の定義 (第 7 項及び付録 A)

B2 本セクションは、付録 A に示している保険契約の定義に関する指針を提供する。本セクションは次の点を取り扱う。

- (a) 「不確実な将来の事象」という用語 (B3 項から B5 項)
- (b) 現物給付 (B6 項及び B7 項)
- (c) 保険リスク及び他のリスク (B8 項から B17 項)
- (d) 保険契約の例 (B18 項から B22 項)
- (e) 重要な保険リスク (B23 項から B31 項)
- (f) 保険リスクの水準の変化 (B32 項及び B33 項)

不確実な将来の事象

B3 不確実性 (又はリスク) は保険契約の本質である。したがって、保険契約の開始時点で次のうち少なくとも 1 つの事象が不確実である。

- (a) 保険事故が発生するかどうか。
- (b) 保険事故がいつ発生するか。
- (c) 保険事故が発生した場合に、保険者はいくら支払う必要があるか。

B4 保険契約の中には、契約開始前に発生した事象から生じた損失であっても、契約期間中に損失が顕在化すれば保険事故となるものもある。また、契約期間終了後に損失が顕在化したとしても、保険期間中に発生する事象が保険事故となるものもある。

B5 事象が既に発生しているが、その財務的影響が依然として不確実な事象を対象とする保険契約もある。その一例として、既に保険契約者によって報告された保険金請求の悪化に係る元受保険者の損失をカバーする再保険契約がある。この契約における保険事故は、

保険金請求に係る最終的なコストの顕在化である。

現物給付

- B6 保険契約によっては、現物給付を要求又は許容しているものもある。そのようなケースでは、保険者は保険事故に対して保険契約者への補償義務を決済するために、保険契約者に物品又はサービスを提供する。例えば、保険者が保険契約者に損害額を補償する代わりに盗難に遭った物品と同等の物品を直接給付する場合である。また、他の例として、保険者自らが所有する医療施設及びスタッフを用いて保険契約によりカバーされる医療サービスを提供する場合もある。
- B7 いくつかの固定料金のサービス契約において、サービスの水準は不確実な事象に左右される。不確実な事象により保険者が重要な追加的支払を行うのであれば、そのような契約は保険契約の定義を満たすが、契約の主な目的がサービスの提供であれば、そのような契約は本基準 [案] の範囲外である。そのような契約の例は以下のとおりである。
- (a) サービス提供者が特定の設備を故障後に修理することに合意しているメンテナンス契約
- (b) サービス提供者が、年間固定料金で、路上支援を提供するか、近くの修理工場まで自動車を牽引することに合意している自動車故障対応サービスの契約

保険リスクと他のリスクの区別

- B8 保険契約の定義は、保険リスクに言及しており、本基準 [案] では、この保険リスクを、財務リスク以外で契約保有者から契約発行者に移転されるリスクと定義している。契約発行者が重要な保険リスクを負わず、財務リスクのみを負う契約は保険契約ではない。
- B9 付録 A の財務リスクの定義は、金融及び非金融変数のリストを含んでいる。当該リストには、ある特定地域の地震損害指標又はある特定都市の気温の指標など、契約当事者に固有でない非金融変数を含んでいる。契約当事者の資産が損害を被る又は損壊されるような火災の発生の有無など、その当事者に固有の非金融変数は除かれている。さらに、契約当事者が保有する非金融資産の公正価値の変動リスクは、公正価値が、そのような資産の市場価格（すなわち、金融変数）の変動のみでなく、契約当事者が保有する特定の非金融資産の状況（すなわち、非金融変数）も反映している場合には、財務リスクではない。例えば、特定の自動車の残存価値を保証することにより、保証者が当該自動車の物理的状態の変化のリスクに晒される場合には、当該リスクは保険リスクであり、財務リスクではない。
- B10 契約の中には、契約発行者が重要な保険リスクに加えて財務リスクに晒されるものがある。例えば、多くの生命保険契約は保険契約者に最低利回りを保証する（財務リスクを生じさせる）と同時に、保険契約者の勘定残高を著しく上回ることもある死亡給付金を

約束する（死亡リスクという形で保険リスクを生じさせている）。このような契約は保険契約である。

- B11 一部の保険契約においては、保険事故が発生すると、ある価格指数にリンクした金額の支払が行われるものもある。このような契約は、保険事故を条件とする支払が重要となり得る場合は保険契約である。例えば、消費者物価指数にリンクした生存年金は、支払が年金受給者の生存という不確実な事象を要件としているため、保険リスクを移転する。価格指数へのリンクは組込デリバティブであるが、保険リスクも移転する。その結果生じる保険リスクの移転が重要であれば、当該組込デリバティブは保険契約の定義を満たし、その場合、主契約から区分してはならない（第12項参照）。
- B12 保険リスクの定義は、保険者が保険契約者から引き受けるリスクに言及している。言い換えれば、保険リスクは保険契約者から保険者に移転されるもともと存在するリスクである。このため、契約によって創出される新たなリスクは保険リスクではない。
- B13 保険契約の定義は、保険契約者に与える不利益な影響に言及している。この定義は、保険者による支払を不利益な事象の財務的な影響と同額に限定していない。例えば、損害を受けた古い資産を新しい資産に取り替えるのに十分な保険金を保険契約者に支払う「新価保険」を除外していない。同様に、定期保険における支払を、死亡者の扶養家族が被る経済的損失に限定していない。また、死亡又は事故による損失の金額を定量化して事前に決定した金額を支払うことも排除していない。
- B14 特定の不確実な事象が生じたときに支払を要求するが、保険契約者に対する不利益な影響があることを支払の前提条件として要求していない契約もある。これらの契約は、たとえ保有者が基礎となるリスク・エクスポージャーを軽減するために当該契約を利用しているとしても、保険契約ではない。例えば、企業の資産から生じるキャッシュ・フローに相関する基礎となる非金融変数をヘッジするために、保有者がデリバティブを利用する場合、支払は保有者が資産から生じるキャッシュ・フローの減少により不利益を被るかどうかを条件としていないため、当該デリバティブは保険契約ではない。反対に、保険契約の定義は、保険契約者にとっての不利益な影響を契約上の支払の前提条件とする不確実な事象に言及している。この契約の前提条件は、ある事象が不利益な影響の原因となったかどうかの調査を保険者に要求しないが、その事象が不利益な影響の原因となったという条件が満たされない場合は、保険者が支払を拒否することを許容している。
- B15 失効リスク又は継続リスク（すなわち、契約発行者が保険料決定時に予想したよりも早く、又は遅く契約相手が契約を解約するリスク）は、契約相手への支払が契約相手に不利に影響する不確実な将来の事象を条件としていないので、保険リスクではない。同様に、費用の予期しない増加は、契約相手に不利に影響しないため、費用リスク（すなわち、保険事故に関連するコストではなく、契約のサービス提供に関連する管理コストが予想以上に増加するリスク）は保険リスクではない。

- B16 したがって、契約発行者を失効リスク、継続リスク又は費用リスクに晒す契約は、契約発行者を重要な保険リスクにも晒す契約でない限り、保険契約ではない。しかし、当該契約の発行者が、そのリスクの一部を他の当事者に移転させるために別の契約を用いることでそのリスクを軽減する場合、その別の契約は当該他の当事者を保険リスクに晒す。
- B17 保険者が保険契約者とは別の当事者である場合のみ、保険者は保険契約者から重要な保険リスクを受け入れることができる。保険者が相互会社の場合には、各保険契約者から相互会社がリスクを受け入れ、そのリスクをプールする。保険契約者は会社の所有者として、その引受能力の中でプールされたリスクをまとめて負っているが、相互会社は保険契約の本質であるリスクを受け入れている。

保険契約の例

- B18 以下は、保険リスクの移転が重要である場合に、保険契約となる契約の例である。
- (a) 盗難又は財産の損害に対する保険
 - (b) 製造物責任、職業専門家賠償責任、民事賠償責任又は訴訟費用に対する保険
 - (c) 生命保険及び前払式葬儀プラン（人が死亡することは確実であるが、いつ死亡するか、又は、ある種の生命保険において、保険でカバーされている期間内に死亡するかという点是不確実である。）
 - (d) 生存年金（すなわち、不確実な将来の事象（年金受給者の生存）に対し補償を提供する契約。それは、年金受給者がある一定の生活水準を維持することを助けるためのものであり、補償が提供されなければ、彼らが生存することにより、生活水準は不利益な影響を受けることになる。）
 - (e) 就業不能及び医療コストに対する保険
 - (f) 保証金保証、身元保証、履行保証及び入札保証（すなわち、他の当事者が契約上の義務、例えばビルの建設義務を履行できなかった場合、保有者に補償を提供する契約）
 - (g) 負債性商品の当初又は修正後の条件に基づく期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないことにより損失を被る保有者に弁済するためになされる特定の支払を提供する信用保険
 - (h) 製品保証。製造業者、販売業者又は小売業者によって販売される製品に対して、他の当事者が発行する製品保証は本基準 [案] の対象である。しかし、製造業者、販売業者又は小売業者が直接発行する製品保証は、次のいずれかの理由により IAS 第 18 号及び IAS 第 37 号の対象である。
 - (i) 保険契約の定義を満たさない（製品に潜在する瑕疵に対するカバーを顧客に提

供することを意図する保証)。

- (ii) 保険契約の定義は満たすが、本基準 [案] の対象外である (製品が顧客に移転された後に生じる欠陥に対するカバーを顧客に提供することを意図する保証)。
- (i) 権原保険 (すなわち、保険契約が発行された時点で顕在化していない土地所有権の瑕疵に対する保険)。この場合、保険事故は所有権の瑕疵が顕在化することであり、瑕疵そのものではない。
- (j) 旅行保険 (すなわち、旅行中の損害に対して、保険契約者に金銭や現物を補償するもの)
- (k) 特定の事象が債券の発行者に不利な影響を及ぼした場合に、元本、金利又はその両方の支払を減額するキャタストロフィ債 (特定の事象が重要な保険リスクを創出しない場合、例えば当該事象が金利又は為替レートの変動である場合を除く。)
- (l) 気候上、地質学上又は契約当事者に固有の他の物理的な変数の変動に基づく支払を要求する保険スワップ及び他の契約
- (m) 再保険契約

B19 以下は、保険契約でない契約の例である。

- (a) 法的に保険契約の形態をとっているが、保険者が重要な保険リスクに晒されていない投資契約。例えば、保険者が重要な死亡リスクを全く負担しない生命保険契約は保険契約ではない (このような契約は非保険金融商品又はサービス契約である。B20 項及び B21 項参照)。
- (b) 法的に保険契約の形態をとっているが、被保険損失の直接の結果として保険契約者による保険者への将来の支払を調整する解約不能及び強制可能な仕組みを通じて、すべての重要な保険リスクを保険契約者に再移転する契約。例えば、一部の金融再保険契約や団体契約は、すべての重要な保険リスクを保険契約者に再移転する (これらの契約は通常、非保険金融商品又はサービス契約である。B20 項及び B21 項参照)。
- (c) 自家保険 (すなわち、保険でカバーし得たリスクを自ら保有しているもの)。このような状況では、他者との合意がないので保険契約はない。
- (d) 特定の不確実な将来の事象が発生した場合に支払を要求するが、契約上の支払の前提条件として、その事象が契約者に不利益を及ぼすことを要求しない (ギャンブル契約のような) 契約。しかし、このことは、事前に決定した支払額を特定して、死亡又は事故のような特定の事象によって発生した損失の金額を定量化することを排除するものではない (B13 項参照)。

- (e) 契約の当事者を財務リスクに晒すが保険リスクに晒さないデリバティブ。なぜなら、当該デリバティブは、特定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格若しくはレートの指数、信用格付け若しくは信用指数、又は他の変数（非金融変数の場合は、契約当事者に固有でない変数）の、1 つ又はそれ以上の変動のみに基づいて、当事者の一方に支払を行うことを要求するからである（これらの契約は IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号に従って会計処理される）。
- (f) 契約保有者が、たとえ債務者が期日に支払をしなかったことによる損害を被らなかつたとしても支払を要求する信用関連保証（又は信用状、クレジット・デリバティブ・デフォルト契約又は信用保険契約）（これらは IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号に従って会計処理される。）
- (g) 気候上、地質学的又は契約当事者に固有でない他の物理的な変数に基づいて支払を要求する契約（一般に天候デリバティブと称される。）
- (h) 気候上、地質学的又は契約当事者に固有でない他の物理的な変数に基づいて、元本、金利又はその両方の支払を減額するキャタストロフィ債

B20 B19 項に記述されている契約が金融資産又は金融負債を創出する場合、それらは IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号の対象となる。とりわけ、このことは、契約当事者が以下の処理を含む、預り金会計と呼ばれることがあるものを用いることを意味している。

- (a) 一方の当事者は、受け取った対価を収益ではなく金融負債として認識する。
- (b) もう一方の当事者は、支払った対価を費用ではなく金融資産として認識する。

B21 B19 項に記載された契約が金融資産や金融負債を創出しない場合には、IAS 第 18 号が適用される。IAS 第 18 号に従って、サービスの提供を含む取引に関連する収益が、企業が顧客にサービスを提供することにより履行義務を充足するにつれて認識される。

B22 B18 項(g)で論じられている信用保険及び B19 項(f)で論じられている信用関連保証は、保証、ある種の信用状、クレジット・デフォルト契約、又は保険契約といったさまざまな法的形態をとり得る。これらの契約は、負債性商品の当初又は修正後の条件に基づく期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないことにより損失を被る保有者に弁済するためになされる特定の支払を保険者に要求する場合、保険契約に該当し本基準[案]の対象となる。しかしながら、B19 項(f)に記載された契約に対しては IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号が適用される。これらの契約は、

- (a) 契約相手方が負債性商品を保有しているかどうかにかかわらず支払が要求される、又は、
- (b) 期日が到来しても特定の債務者が支払を行わない場合でなく、信用格付け又は信用指数が変動した場合に支払が要求される。

重要な保険リスク

- B23 ある契約が保険契約となるのは、重要な保険リスクを移転する場合のみである。B8 項から B22 項では、保険リスクについて論じている。以降の項では、保険リスクは重要であるかどうかの評価について論じている。
- B24 商業実態を欠く（すなわち、取引の経済性に目に見える影響がない）シナリオを除いたいずれかのシナリオにおいて、保険事故が保険者に重要な追加給付をさせる場合に、かつその場合にのみ、保険リスクは重要である。商業実態を伴うシナリオにおいて、重要な追加給付がなされる場合には、たとえ保険事故の発生の可能性が極めて低い場合、あるいは、偶発的なキャッシュ・フローの期待（すなわち、確率加重）現在価値が、保険契約から生じるすべての残存キャッシュ・フローの期待現在価値の小さな部分しか占めていない場合でも、前文の条件は満たされる。
- B25 加えて、保険者が支払う正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を超過する商業実態を伴うシナリオがない場合、契約は保険リスクを移転しない。
- B26 ある特定のシナリオで重要な追加的給付を支払うかどうかを決定するにあたって、保険者は貨幣の時間価値の効果を考慮に入れる。その結果、保険契約者に対する適時の弁済を遅らせる契約条件は重要な保険リスクを除去し得る。次の再保険の例を考える。出再者はある 1 年契約の群団をカバーする契約を締結する。その契約では、再保険者の支払は契約開始の 10 年後であると規定されている。契約の開始時に、再保険者は、保険金が CU1,000 から CU1,200^{*}の範囲であると予想する。再保険契約が重要な保険リスクを移転するかどうかを評価する際、再保険者は各シナリオにおける将来の支払の現在価値（すなわち、名目金額ではない）を考慮する。割引率を 5%と仮定すると、関連する支払給付額は CU614 から CU737 の範囲（すなわち、名目上の支払額を 10 年にわたって 5%で割り引いた額）となる。
- B27 B24 項で記載されている追加給付は、保険事故が発生しない場合に支払われる金額の現在価値を超える金額の現在価値の額を示している（商業実態を欠くシナリオを除く）。こうした追加給付は、保険金請求処理や保険金請求評価の費用を含むが、次のものは除外する。
- (a) 将来のサービスについて保険契約者に請求する能力の喪失。例えば、投資リンクの生命保険契約において、保険契約者の死亡は、保険者がもはや投資管理サービスの遂行や、それに係る手数料の徴収ができないことを意味する。しかしながら、保険者のこの経済的損失は保険リスクを反映しない。これはミューチュアル・ファンドの管理者が、顧客の死亡の可能性に関連した保険リスクを引き受けていないのと同じようなことである。したがって、将来の投資管理手数料の潜在的損失は、契約に

* 本基準 [案] では、貨幣金額は「通貨単位(CU)」で表示している。

よってどれだけの保険リスクが移転されているかの評価には関係ない。

- (b) 死亡を条件とした失効手数料や解約手数料に関する請求権の放棄。契約の締結によりこれらの手数料の請求権が発生しているため、手数料の請求権の放棄は保険契約者にもともと存在するリスクを補償するものではない。したがって、それらはどれだけの保険リスクが契約により移転されているかという評価には関係ない。
- (c) 契約保有者に重要な損失を生じさせない事象を条件とする支払。例えば、資産が CU1 の重要でない経済損失を保有者に生じさせる物理的な損害を受ける場合に、CU1,000,000 を支払うことを契約発行者に要求する契約を考える。この契約では、保有者は CU1 を失うという重要でないリスクを契約発行者に移転する。それと同時に、この契約は、特定の事故が発生した場合に契約発行者が CU999,999 を支払うことを要する非保険リスクを生じさせる。契約発行者は保有者から重要な保険リスクを引き受けていないので、この契約は保険契約ではない。
- (d) 再保険からの回収見込み。保険者はこれらを別個に会計処理する。

- B28 保険者は保険リスクの重要性を、財務諸表に対する重要性を参考にするのではなく、契約ごとに評価する（この目的のためには、単一の契約当事者との間で同時に締結された複数の契約、又は他の形で相互依存性のある複数の契約は、単一の契約を形成する）。したがって、たとえ契約群団全体について重大な損失が発生する可能性がわずかであっても、保険リスクは重要となり得る。このように契約ごとに評価することにより、契約が保険契約として分類され易くなる。しかしながら、もし、比較的同質な小規模の契約の群団が、すべて保険リスクを移転する契約で構成されていることがわかっている場合、保険者は重要でない保険リスクを移転する少数の非デリバティブ契約を識別するために、群団内のそれぞれの契約を調べる必要はない。
- B29 B24 項から B28 項によれば、契約が生存を条件として支払われる金額を超える死亡給付金を支払う場合、追加の死亡給付金が重要でない場合を除き、当該契約は保険契約である（契約群団全体ではなく、当該契約を参照して判断される）。B27 項(b)で述べているとおり、保険契約者にもともと存在するリスクが補償されないならば、死亡を条件とした失効手数料や解約手数料に関する請求権の放棄はこの評価には含まれない。同様に、生存依存型支払の合計が重要でない場合を除き、保険契約者の生命の残存期間に定期的に金額を支払う年金契約は保険契約である。
- B30 B24 項は追加給付について述べている。それらの追加給付は、もし保険事故が早期に生じた場合に予想より早く生じる支払の請求を含み、その支払は貨幣の時間価値について調整されない。例えば、定額の終身保険である（すなわち、保険期間の満了がなく、保険契約者が死亡した場合には必ず定額の死亡給付がなされる保険）。保険契約者が死亡することは確実だが、その日は確定していない。契約群団全体としては損失がない場合でも、保険者は、契約者が早期に死亡する個々の契約については損失を被る。

- B31 保険契約が第 8 項に従って保険要素と 1 つ又はそれ以上の他の要素(例えば、投資要素)にアンバンドルされる場合には、保険リスクの移転の重要性は保険要素を参照することによって評価される。組込デリバティブによって移転される保険リスクの重要性は、組込デリバティブを参照することによって評価される。

保険リスクの水準の変化

- B32 契約開始時には保険リスクが契約発行者に移転せず、後に保険リスクが移転する契約もある。例えば、特定の投資リターンをもたらす、保険契約者が満期時における当該投資からの返戻金を使って、オプション行使時に保険者が新規の年金契約者に課す年金利率で生存年金を購入するオプションを含んだ契約を考えてみる。保有者がオプションを使用するまで、そのような契約により保険リスクが契約発行者に移転することはない。なぜなら、保険者は、その時点で契約発行者に移転される保険リスクを反映する方法で年金の価格を自由に設定できるからである。しかし、契約が年金利率(又は年金利率設定の基礎)を特定している場合には、契約開始時に保険リスクを移転する。
- B33 保険契約として適格である契約は、すべての権利及び義務が消滅(すなわち、免除、解約又は満了)するまで、保険契約であり続ける。

保険契約の測定

- B34 本セクションでは保険契約の測定に関する指針を提供する。本セクションは次の点を取り扱う。
- (a) 当初測定 (B35 項)
 - (b) 再保険契約の当初測定 (B36 項)
 - (c) 将来キャッシュ・フローの見積り (B37 項から B66 項)
 - (d) リスク調整 (B67 項から B103 項)
 - (e) ポートフォリオ移転で取得した保険契約 (B104 項から B107 項)
 - (f) 企業結合で取得した保険契約 (B108 項及び B109 項)
 - (g) 移行時の保険契約の測定 (B110 項)

当初測定 (第 17 項から第 46 項)

- B35 第 17 項は、保険契約を当初、履行キャッシュ・フローの現在価値に、契約開始時の利得を排除する残余マージンを加えたもので測定することを、保険者に要求している。残余マージンは、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値より小さい場合に生じる。しかし、

履行キャッシュ・フローの現在価値がゼロより大きい（すなわち、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値を超える）場合、第 18 項は費用を直ちに認識することを求めている。さらに、第 39 項(a)は、履行キャッシュ・フローの現在価値に、個々の契約のレベルで増加する新契約費を含めることを、保険者に要求している。次の例は保険者がこれらの原則をどのように適用するかを示している。

設例 1 - 保険契約の当初測定

保険者は保険契約を発行し、CU50 を初回保険料支払として受け取り、CU70 の新契約費が発生し、そのうち増分新契約費は CU40 である。保険者はその後の保険料の期待現在価値（EPV）を CU950、リスク調整を CU50 と見積っている。設例 1A では、保険者は将来の保険金の EPV を CU900 と見積っている。設例 1B では、保険者は保険金の EPV を CU920 と見積っている。履行キャッシュ・フローの現在価値は、キャッシュ・インフローの EPV（CU1,000）と履行キャッシュ・アウトフローの EPV（設例 1A では CU940、設例 1B では CU960）との差額から、リスク調整（CU50）を控除したものである。当初認識において、保険者は保険契約を次のように測定することとなる。

	設例 1A	設例 1B
	CU	CU
キャッシュ・アウトフローの期待現在価値	940	960
リスク調整	50	50
キャッシュ・インフローの期待現在価値	(1,000)	(1,000)
履行キャッシュ・フローの現在価値	(10)	10
残余マージン	10	0
当初認識時の負債	0	10
純損益への影響は次のとおり。		
当初認識時の損失	0	10
非増分新契約費（CU70-CU40）	30	30
損失	30	40

当初認識の直後に、当初認識日（第 24 項参照）に発生するキャッシュ・フロー（初回保険料及び増分新契約費）により、保険契約負債の帳簿価額は次のとおり変化する。

キャッシュ・アウトフローの期待現在価値	900	920
リスク調整	50	50
残余マージン	10	0
キャッシュ・インフローの期待現在価値	(950)	(950)
当初認識直後の負債	10	20

再保険契約の当初測定（第 43 項から第 46 項）

B36 第 43 項は、再保険契約を当初、履行キャッシュ・フローの現在価値に残余マーヅンを加えたもので測定することを、出再者に要求している。残余マーヅンは再保険契約について、将来キャッシュ・インフロー（例えば、回収損害金額）の期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・アウトフロー（再保険者への出再保険料）の期待現在価値より小さい場合に生じる。しかし、履行キャッシュ・フローの現在価値がゼロより大きい（すなわち、将来キャッシュ・インフローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額が、将来キャッシュ・アウトフローの期待現在価値を超過する）場合、本基準〔案〕の第 45 項(b)は利得を認識しなければならないと規定している。次の例は出再者がこれらの原則をどのように適用するかを示している。

設例 2 - 再保険契約の当初測定

出再者が 30%の比例再保険契約に加入する。再保険契約の当初認識時に、出再者は同時に発行した、対応する基礎となる保険契約を以下のとおり測定する。

	CU
一時払保険料	(1,000)
保険金の期待現在価値 (EPV)	870
増分新契約費	30
リスク調整	60
履行キャッシュ・フローの現在価値	(40)
残余マーヅン	40
当初認識時の負債	0

基礎となる保険契約の特性から、出再者は次のように見積る。

- キャッシュ・インフローの期待現在価値 (EPV) は CU261 (基礎となる保険負債において保険契約者に支払う保険金の EPV、CU870 の 30%の回収損害金額)
- リスク調整は CU18 (基礎となる保険負債に対するリスク調整 CU60 の 30%)
- キャッシュ・アウトフロー (再保険者に支払う一時払再保険料から、再保険者から受け取る再保険手数料を差し引いた額) の EPV は、
 - 設例 2A では CU285
 - 設例 2B では CU275

再保険者の不履行リスクは無視できるものと仮定して、再保険契約から生じる資産の測定は次のようになる。

	設例 2A	設例 2B
	CU	CU
キャッシュ・インフローの EPV (回収損害金額)	261	261
リスク調整	18	18
キャッシュ・アウトフローの EPV (出再保険料)	(285)	(275)
履行キャッシュ・フローの現在価値	(6)	4
残余マージン	6	0
当初認識時の資産	0	4
純損益への影響は次のとおりとなる。		
当初認識時の利得	0	4

将来キャッシュ・フローの見積り (第 23 項から第 25 項)

B37 本セクションは次の事項を取り扱う。

- (a) 不確実性及び期待現在価値アプローチ (B38 項から B41 項)
- (b) 市場変数及び非市場変数 (B42 項から B52 項)
- (c) 見積りの源泉 (B53 項)
- (d) 現在の見積りの利用 (B54 項から B56 項)
- (e) 将来の事象 (B57 項から B60 項)
- (f) どのキャッシュ・フローか (B61 項から B64 項)
- (g) 測定のレベル (B65 項及び B66 項)

不確実性及び期待現在価値アプローチ

B38 キャッシュ・フローの見積りのための出発点は、起こり得る結果の全範囲を反映するさまざまなシナリオである。各シナリオは、特定の結果に対するキャッシュ・フローの金額及び時期、並びに当該結果の見積確率を特定する。各シナリオからのキャッシュ・フローは、期待現在価値を導くために割り引かれ、当該結果の見積確率で加重される。したがって、目的は将来キャッシュ・フローの単一の「最善の」見積りを行うことではなく、原則として、すべての起こり得るシナリオを識別し、各シナリオの確率のバイアスのない見積りを行うことである。ある場合には、企業は相当のデータを入手可能であり、これらのキャッシュ・フロー・シナリオを容易に設定できるかもしれない。しかし、他の場合には、企業は相当のコストを掛けなければキャッシュ・フローの変動性について一般的な記述以上のものを作成できないかもしれない。このような場合には、保険者は

将来キャッシュ・フローを見積る際に、その一般的記述を用いなければならない。

- B39 すべての起こり得るシナリオを考慮するときに、目的は必ずしもあらゆる起こり得るシナリオを識別することではなく、すべての目的適合性のある情報を織り込み、入手することが難しいデータ又は情報を単純に無視しないことである。実務上は、明示的なシナリオを必ずしも設定する必要はない。例えば、結果の確率分布が、少ないパラメーターで説明できる確率分布におおよそ整合していると企業が予測する場合、それらのパラメーターを見積れば十分であろう。同様に、ある場合には、比較的単純なモデルが、数多くの詳細なシミュレーションの必要なく許容可能な範囲の正確性で、回答を提供するかもしれない。しかし、ある場合には、キャッシュ・フローは複雑な基礎となる要因によって算定され、経済状況の変動に非常に非線形的な方法で反応するかもしれない（例えば、キャッシュ・フローが、相互に関連している非明示的又は明示的な一連のオプションを反映する場合）。このような場合には、特定の結果についてのキャッシュ・フローの金額及び時期並びに当該結果について見積られた確率を特定するシナリオの識別を含め、より洗練され確率論的モデルが必要となる可能性が高い。
- B40 各シナリオに配分される確率は、報告期間の末日の状況を反映しなければならない。例えば、報告期間の末日時点で大嵐が保険契約の残存6か月間に到来するという確率が20パーセントであるかもしれない。報告期間の末日後で財務諸表の発行が認められる前に嵐が到来する。その契約に基づく履行キャッシュ・フローの現在価値は、後から考えてみれば起こったことがわかっていて嵐を反映しない。代わりに、測定に含まれる履行キャッシュ・フローには、報告期間の末日時点で明らかであった20パーセントの確率が乗じられる（IAS第10号「後発事象」に従って、調整を要しない事象が報告期間期の末日後に発生したという適切な開示を行う）。
- B41 設定されるシナリオは、既存契約に基づく巨大災害の損失の確率についてのバイアスのない見積りを含まなければならない。しかし、そのシナリオは起こり得る将来の契約に基づく保険金請求を除外する。例えば、既存契約の残存期間に地震がCU 1,000,000の現在価値の損失を与えるという5パーセントの確率があると仮定する。その場合、キャッシュ・アウトフローの期待現在価値は、それらの巨大災害損失に対するCU 50,000（すなわち、CU 1,000,000×5パーセント）を含んでいる。しかし、当該契約についてのキャッシュ・アウトフローの期待値は、カバー期間末の後に発生し得る地震から生じる可能性のある巨大災害損失を含まない。

市場変数及び非市場変数

- B42 キャッシュ・フローは、保険者が契約の履行を予測する方法を反映しなければならない。金利などの市場変数を除き、市場インプットの調査は要求されない。したがって、この適用指針は次の2種類の変数を区別する。

(a) 市場変数 - 市場（例えば、公開市場で取引される有価証券の価格及び金利）で観

察できる、又は市場から直接導くことができる変数

(b) 非市場変数 - 他のすべての変数（例えば、保険金請求の頻度及び程度並びに死亡率）

市場変数

- B43 市場変数の見積りは、報告期間末日の観察可能な市場価格と整合的でなければならない。保険者は自己の見積りを観察された市場価格の代わりに用いてはならない。
- B44 市場価格は起こり得る将来の結果に関するさまざまな見解を混合し、また、市場参加者のリスク選好を反映する。したがって、市場価格は将来の結果の一点での予測ではない。実際の結果が従前の市場価格と異なる場合でも、このことは市場価格が「誤り」であったことを意味するものではない。
- B45 市場変数の重要な適用は、複製資産又は複製資産ポートフォリオの概念である。複製資産とは、キャッシュ・フローが金額、時期及び不確実性においてこれらの契約キャッシュ・フローと正確に一致する資産である。ある場合には、保険契約から生じるキャッシュ・フローの一部について複製資産が存在する。当該資産の公正価値は、当該資産から生じるキャッシュ・フローの期待現在価値を反映し、これらのキャッシュ・フローに関連するリスクも反映する。保険契約負債から生じるキャッシュ・フローの一部又はすべてについて複製資産ポートフォリオが存在する場合、保険者はこれらの契約キャッシュ・フローについて、期待現在価値及び関連するリスク調整を明示的に見積る代わりに、単にこれらの資産の公正価値を履行キャッシュ・フローの現在価値に含めることができる。
- B46 本基準〔案〕は、複製ポートフォリオ技法を使用することを保険者に求めている。しかし、複製資産が存在し、保険者が違う技法を使用する場合、保険者は複製ポートフォリオ技法が大きく異なる答えにつながらないことを納得しなければならない。そうであるかどうかを評価する1つの方法は、複製ポートフォリオによって創出されるキャッシュ・フローに他の技法を適用することが、複製ポートフォリオの公正価値と大きく異なることを検証することである。
- B47 複製ポートフォリオ技法の例として、保険契約が、取引される資産のバスケットについてのプット・オプションからのキャッシュ・フローに等しいキャッシュ・フローを創出するという特徴を含むと仮定する。これらのキャッシュ・フローに対する複製ポートフォリオは、同じ特徴を持つオプションとなる。保険者は当該オプションの公正価値を観察又は見積り、保険契約全体の測定に当該金額を含めることになる。しかし、保険者は原則、契約全体として同じ測定値が達成できると予想するのであれば、複製ポートフォリオ以外の技法を使用できる。例えば、組込オプションと契約の他の特徴の間に重要な相互依存関係がある場合、他の技法の方がより堅牢又は適用が容易かもしれない。どち

らのアプローチが特定の状況で実際に目的を最も満たすかを決定するためには判断が求められる。

非市場変数

- B48 非市場変数の見積りは、外部と内部の両方のすべての入手可能な証拠を反映しなければならない。
- B49 非市場外部データ（例えば、国の死亡統計）は、状況によって内部データ（例えば、内部の死亡統計）より目的適合性が高いかもしれないし、低いかもしれない。例えば、生命保険者は、国の死亡統計のみに依存してはならないが、死亡シナリオの確率についてバイアスのない見積りを設定する際には、他のすべての入手可能な内部及び外部の情報源を考慮しなければならない。これらの確率を設定する際に、保険者はより説得力のある証拠をより重視して、すべての入手可能な証拠を考慮しなければならない。例えば、
- (a) 内部の死亡統計を多数の母集団から導き出しており、保険に加入している人々の人口統計上の特性が国の母集団のそれらと著しく異なっており、かつ、国の統計は時代遅れである場合には、内部の死亡統計は国の死亡率データよりも説得力があるかもしれない。その場合、保険者は内部のデータにより多くの重きをおき、国のデータにはあまり重きをおかないことになる。
- (b) 逆に、内部の統計を少ない母集団から導き出しており、その特性が国の母集団統計と近似していると信じられており、かつ、国の統計が現在のものである場合には、保険者は国の統計により重きをおくことになる。
- B50 非市場変数についての確率の見積りは、観察可能な市場変数と矛盾してはならない。例えば、将来のインフレ率のシナリオについての確率の見積りは、市場金利により暗示される確率とできる限り整合的でなければならない。B51 項及び B52 項はこの概念についてさらに論じている。
- B51 場合によっては、保険者は市場変数が非市場変数から独立して変化すると結論付ける。そうだとすれば、保険者は非市場変数について結果の範囲を反映するシナリオを準備しなければならない。各シナリオは市場変数の同一の観察値を利用しなければならない。
- B52 他の場合では、市場変数と非市場変数に相関性があるかもしれない。例えば、時には失効率が金利と相関しているという証拠があるかもしれない。同様に、家屋又は自動車の保険金請求の水準が経済循環、したがって金利及び支出の水準と相関しているという証拠があるかもしれない。そのような場合、保険者は変数のそれぞれの結果に対するシナリオを設定しなければならない。保険者は、シナリオの確率及び市場変数に関連するリスク調整を、これらの市場変数の影響を受ける観察可能な市場価格と整合するように、較正しなければならない。

見積りの源泉

B53 保険者は既存契約に基づく将来の支払に関する確率を、以下に基づいて見積る。

- (a) 保険契約者によって既に報告された保険金請求に関する情報
- (b) 保険契約のポートフォリオについて既知の又は見積られる特性に関する他の情報
- (c) 必要に応じ他の源泉からの過去データにより補完される保険者自身の経験に関する過去データ。過去データは、例えば次の場合に調整される。
 - (i) ポートフォリオの特性が過去データの基礎として利用される母集団のものとは異なる（又は逆選択のために異なることとなる）場合
 - (ii) 過去の傾向が継続しないか、新しい傾向が現れるか、又は経済的、人口統計上及び他の変化が既存保険契約から生じるキャッシュ・フローに影響を及ぼすかもしれないという証拠がある場合
 - (iii) 保険契約のポートフォリオに対する過去データの関連性に影響を及ぼすかもしれない、引受手続や保険金請求管理手続のような項目において変更があった場合
- (d) 入手可能な場合、再保険契約、及び、(もしあれば) カタストロフィー債や天候デリバティブのような同様のリスクをカバーする他の商品の現在価格情報、並びに、保険契約ポートフォリオの移転の最近の市場価格。この情報は、これらの再保険契約又は他の商品から生じるキャッシュ・フローと、保険者が保険契約者に対し基礎となる契約を履行するにつれて生じるであろうキャッシュ・フローとの差異について調整される。

現在の見積りの利用

B54 非市場変数に関連する各キャッシュ・フロー・シナリオの確率を見積るにあたって、保険者は報告期間末日におけるすべての入手可能な現在の情報を利用しなければならない。保険者は前報告期間の末日に行った確率の見積りを見直し、従前が見積りがもはや妥当ではないという証拠がある場合、見積りを更新しなければならない。その際に、保険者は次の両方を考慮しなければならない。

- (a) 更新された見積りが報告期間の末日の状況を忠実に表現するかどうか。
- (b) 見積りの変更が当該期間中の状況の変化を忠実に表現するかどうか。例えば、当該期首における見積りが合理的な範囲の一方の端にあったと仮定する。状況が変化していない場合に、当該期末に範囲のもう一方の端に見積りを変更することは、当該期間に起こったことを忠実に表現していないことになるであろう。当初、保険者の直近の見積りが従前が見積りと異なっているが、状況が変化していない場合には、

保険者は各シナリオに割り当てられた確率が正当化され得るかどうかを評価しなければならない。それらの確率の見積りを更新するにあたって、保険者は、より説得力のある証拠により重きをおいて、従前を見積りを支持する証拠とすべての入手可能な新しい証拠の両方を考慮しなければならない。

B55 予想キャッシュ・フローの現在の見積りは、直近の実績と必ずしも一致はしない。例えば、昨年の死亡率実績が従前の実績及び従前の予想よりも 20 パーセント悪化したと仮定する。次のようなものを含むいくつかの要因が突然の実績の変動をもたらすことがあり得る。

- (a) 死亡率の継続的な変動
- (b) 保険に加入している母集団の特性の変化（例えば、引受方針若しくは販売方針の変更、又は、健康状態が異常に良いか若しくは悪い場合における保険契約者による選択的な失効）
- (c) 見積りモデルの欠陥、又は、死亡率及び失効率などモデルで利用されるパラメーターの誤較正
- (d) 無作為の変動
- (e) 識別可能な非経常の原因

B56 保険者は直近の実績、以前の実績及び他の情報に照らして、実績の変化の理由を調査し、起こり得る結果について新しい確率の見積りを設定しなければならない。一般的に、この例の結果は、死亡給付金の期待現在価値が増加するということになるが、20 パーセントも増加することにはならない。アクチュアリーは、保険者が新しい証拠が異なる結果の確率にどのような影響を及ぼすかを評価する際に使用することができる、さまざまな「信頼性」の技法を開発している。この例では、死亡率が従前の予想よりもかなり高い状態が続いた場合には、高死亡率のシナリオに割り当てられた確率の見積りは、新しい証拠が入手可能となるにつれて増加するであろう。

将来の事象

B57 非市場変数の見積りは保険事故の現在の水準に関する現在の情報だけでなく、傾向に関する情報も考慮しなければならない。例えば、死亡率は多くの国で長期間にわたり一貫して低下してきている。キャッシュ・フロー・シナリオを設定するにあたって、保険者はすべての入手可能な証拠に照らして、確率をそれぞれの起こり得る傾向のシナリオに割り当てなければならない。

B58 同様に、保険契約からのキャッシュ・フローがインフレーションに敏感である場合には、キャッシュ・フロー・シナリオは起こり得る将来のインフレ率を反映しなければならない（B52 項も参照）。インフレ率は金利と相関性がありそうであるから、保険者は各イン

フレ・シナリオの確率を、市場金利（例えば、第 30 項から第 34 項で規定されている割引率の見積りに使用される市場金利）により暗示される確率と整合するように校正しなければならない。

- B59 保険契約からのキャッシュ・フローを見積るにあたり、保険者は債務の性質を変更させることなくキャッシュ・フローに影響を及ぼすかもしれない将来の事象を考慮にいれなければならない。保険者は、各シナリオに対するバイアスのない確率加重の見積りと同様に、これらの将来の事象を反映するキャッシュ・フロー・シナリオを設定しなければならない。
- B60 しかし、保険者は、法制変更のような、既存保険契約の下で現在の債務を変更若しくは免除する、又は新たな債務を創出することとなる将来の事象を考慮に入れてはならない。

どのキャッシュ・フローか

- B61 あるシナリオにおけるキャッシュ・フローの見積りは、保険契約のポートフォリオのレベルで増分となる、既存契約の境界線内に入るすべてのキャッシュ・フローを含めなければならない。他のキャッシュ・フローは含めてはならない。保険契約のポートフォリオに対して増分となるキャッシュ・アウトフローは、直接コスト及び保険契約又は契約活動に直接関係するコストの規則的な配分を含む。したがって、目的適合性のあるキャッシュ・フローは次のものを含む。
- (a) 保険契約者からの保険料（保険料調整及び分割払保険料を含む）及びこれらの保険料に起因するあらゆる追加のキャッシュ・フロー
 - (b) 保険契約者に対する（又は保険契約者のための）支払。それには、既に報告されたが未だ支払われていない保険金（すなわち、報告済の保険金）、既に発生しているが未だ報告されていない保険金（IBNR）、並びに、既存契約に基づくすべての将来の保険金及び他の給付金が含まれる。
 - (c) 保険金請求処理費用（すなわち、保険者が既存契約に基づき保険金請求を処理し、解決する際に生じる費用。それには、弁護士費用及び損害査定人の手数料、保険金支払を処理する内部コストが含まれる。）
 - (d) 保険者が現物で支払われる契約上の給付を提供する際に生じるコスト
 - (e) 契約に組み込まれたオプション及び保証がアンバンドルされない限りにおいて、これらのオプション及び保証に起因するキャッシュ・フロー（第 12 項参照）。保険契約が組込オプション又は保証を含むときには、すべての範囲のシナリオを考慮することが特に重要である。
 - (f) 既に発行されている契約について保険契約を販売、引受及び開始する増分コスト、及び、保険者が特定の契約を発行したことにより発生した増分コスト（すなわち、

増分新契約費)。したがって、これらのコストは保険契約のポートフォリオ・レベルではなく、個々の保険契約レベルで識別される。

- (g) 保険料請求及び契約変更処理（例えば、転換及び復活）のコストなどの、契約管理及び維持のコスト。このようなコストには、特定の保険契約者が保険契約で規定された保険料を支払い続ける場合に仲介者に支払われると予想される継続的に発生する手数料が含まれる。
- (h) 取引ベースの税金（保険料税、付加価値税及び物品・サービス税など）及び賦課金（防火設備賦課金及び保証基金賦課金など）。それらは既存の保険契約から直接的に生じるか、又は合理的かつ整合的な基準により既存の保険契約に帰属させることができる。
- (i) 既存の保険契約によってカバーされる将来の保険金に関する（残存物及び求償権地位などの）潜在的な回収損害金額、及び、それらが別個の資産として認識することが適当でない限りにおいて、過去の保険金に関する潜在的な回収損害金額
- (j) 保険契約者が保険契約ポートフォリオ又は資産プールの業績に参加することを可能にする契約上の有配当性（規制又は法律上の規定により契約で暗示されているものを含む）の結果としての、現在又は将来の保険契約者への支払

B62 保険者が既存の保険契約を履行するにつれて発生するキャッシュ・フローを見積るにあたり、以下のキャッシュ・フローを考慮してはならない。

- (a) 投資リターン。投資は、別個に認識、測定及び表示される。しかし、有配当保険負債の測定は、（もしあれば）投資リターンに依拠するキャッシュ・フローの影響を受ける。
- (b) 再保険者に対する支払及び再保険者からの支払。再保険資産は、別個に認識、測定及び表示される。
- (c) 将来の保険契約から生じるかもしれないキャッシュ・フロー。すなわち、既存契約の境界線（第 26 項及び第 27 項参照）に入らないキャッシュ・フロー、又は、既存の保険契約に関連しないオプション、先物及び保証から生じるキャッシュ・フロー。しかしながら、既存契約からのキャッシュ・フローの見積りは、ラン・オフ・ベースでは行われぬ。言い換えれば、これら見積りは、保険者が新規契約の発行を実際に止める場合を除き、仮に保険者が新規契約の発行を止めた場合に起こり得る既存契約からのキャッシュ・フローの変動を織り込まない。
- (d) 増分新契約費以外の新契約費
- (e) 異常な金額の無駄な労務費、又は、契約を履行するために使用される異常な金額の他の資源

- (f) 一般間接費などの、契約又は契約活動に直接関連しないコスト
- (g) 法人所得税の支払と受取。これらの支払と受取は IAS 第 12 号「法人所得税」に従って別個に認識、測定及び表示される。
- (h) 保険契約者ファンドと株主ファンドのような、報告企業の異なる構成要素間のキャッシュ・フロー
- (i) 保険契約からアンバンドルされる構成要素から生じるキャッシュ・フロー(例えば、保険者が保険契約者の勘定残高に付加すると予想する金利)、第 8 項及び第 9 項参照。

B63 一部のコストは、保険契約又は契約活動に直接関連するが、複数のポートフォリオをカバーする活動の結果である(例えば、複数のポートフォリオに関して働く保険金請求処理部門の社員の給与)。保険者は、新契約費(B61 項(f)参照)以外のこれらのコストを、合理的かつ整合的な基準で保険契約の個々のポートフォリオに配分しなければならない。たとえこのようなコストが配分であっても、ポートフォリオ・レベルでは依然として増分的なものである。一般間接費など、保険契約又は保険活動に直接関連しないためにポートフォリオ(又はそれより低い)・レベルでは増分的でないコストは、ポートフォリオには配分されず、したがって保険契約の測定には含まれない。

B64 場合によっては、保険者は実質的にはキャッシュ・アウトフローと同等であるコストを発生させる。例えば、保険者は保険契約に基づいて自動車の損害を修理するための工場を所有しているかもしれない。保険契約から生じる保険者の義務を充足するために必要な資源であることから、キャッシュ・フローには当該工場の減価償却費が含まれる。

測定のレベル

B65 原則として、保険契約のポートフォリオからの予想(確率加重)キャッシュ・フローは、個々の契約の予想キャッシュ・フローの総和に等しい。したがって、測定についての集約レベルは将来キャッシュ・フローの期待現在価値に影響を与えない。

B66 しかし、実務上の観点からは、一部の種類の見積りについては、ポートフォリオについて集約して行う方が、個々の保険契約について集約するよりも容易であるかもしれない。例えば IBNR の見積りは一般的に集約して行われる。同様に、費用がポートフォリオ・レベルでは増分的であるが個々の保険契約レベルではそうではない場合、集約したレベルで見積る方が容易であるかもしれず、おそらくそうすることが必要でさえあるかもしれない。しかし、原則として、このことは個々の保険契約について期待値の見積りを行いその結果を当該契約のポートフォリオについて集約することと変わりはない。

リスク調整(第 35 項から第 37 項)

B67 本セクションでは、以下を取り扱う。

- (a) 目的及び特性 (B68 項から B72 項)
- (b) リスク調整を見積る技法 (B73 項及び B74 項)
- (c) 許容されるリスク調整技法の特徴 (B75 項から B90 項)
- (d) リスク調整技法の適用 (B91 項から B102 項)
- (e) リスク調整及び複製ポートフォリオの使用 (B103 項)

目的及び特性

- B68 リスク調整は、財務諸表の利用者に、保険契約から生じるキャッシュ・フローの金額及び時期についての不確実性の影響に関する情報を提供する。これを達成するために、第 35 項は、リスク調整が、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大の金額でなければならないことを要求している。
- B69 リスク調整の目的が保険契約からのみ生じるキャッシュ・フローにおける不確実性の影響を測定することであるため、リスク調整は、当該契約に関連するすべてのリスクを反映しなければならない。リスク調整は、投資リスク（投資リスクが保険契約者への支払額に影響を与える場合を除く）や資産と負債のミスマッチ・リスク、将来の取引に関連する一般的なオペレーショナル・リスクなど、保険契約からは生じないリスクを反映してはならない。
- B70 リスク調整は、明示的な方法で測定に含まなければならない。このため、リスク調整は、将来キャッシュ・フローの見積り、及び貨幣の時間価値について当該キャッシュ・フローを調整する割引率とは区別され、それら 2 つの他のビルディング・ブロックに非明示的に含めることができない。しかし、当該規定は、「複製ポートフォリオ」アプローチを除外することを意図してはいない（B103 項参照）。
- B71 リスクの二重調整を回避するため、配慮が必要である（B45 項及び B103 項も参照）。
- B72 B68 項における目的を満たすため、リスク調整は、実行可能な範囲で、次の特性を有さなければならない。
- (a) 低い頻度で高い重要度を有するリスクは、高い頻度で低い重要度を有するリスクよりも、高いリスク調整をもたらす。
 - (b) 同様のリスクについて、より長期の契約は、より短期の契約よりも、高いリスク調整をもたらす。
 - (c) 広い確率分布を有するリスクは、より狭い分布を有するリスクよりも、高いリスク調整をもたらす。

(d) 現在の見積り及びその傾向に関して知られていなければいけないほど、リスク調整はより高くならなければならない。

(e) 新たな経験が不確実性を軽減させる範囲で、リスク調整は減少し、逆もまた同様である。

リスク調整を見積る技法

B73 保険者は、リスク調整の見積りに関して次の技法のみを使用しなければならない。

(a) 信頼水準 (B75 項から B79 項)

(b) 条件付きテール期待値 (B80 項から B83 項)

(c) 資本コスト (B84 項から B90 項)

B74 B75 項から B90 項は、これらの許容される技法の主な特徴の概観を提供している。B91 項から B102 項は、許容される技法が B72 項における特性をどのように満たし得るかについて論じ、それらが適用可能な場合を示している。

許容されるリスク調整技法の特徴

信頼水準

B75 信頼水準技法は、実際の結果が特定の区間内となる可能性を示す。信頼水準技法は、バリュエ・アット・リスク (VaR) と呼ばれることがある。国際アクチュアリー会のペーパー「保険契約のための負債の測定：現在の見積り及びリスク・マージン」は、リスク調整を見積る上での信頼水準の使用について、次のように説明している。

選択した期間にわたり、実際の結果が、負債額 (リスク [調整] を含む) を下回る確率が、目標の信頼水準と等しくなるように、期待値に加算しなければならない追加額によって、信頼水準に基づく [リスク調整技法] は、不確実性を示す。

B76 リスク調整の見積りに信頼水準を使用することは、利用者への伝達を比較的容易にし、計算を比較的容易にするという便益をもたらす。しかし、確率分布が統計的に正規でない場合 (保険契約でよくあることだが)、信頼水準の有用性は減少する。確率分布が正規でない場合 (その場合、確率分布は非対称となり、平均値が中央値と等しくならない場合がある) 信頼水準の選択は、確率分布の非対称性など、追加的な要因を考慮に入れなければならない。さらに、当該技法は異常値 (すなわち、分布のテールにおける特定の信頼水準を超える極度の損失) を無視する。

B77 例えば、95 パーセントの信頼水準を使用して、2 つの保険契約に関して次の見積りを行うものと仮定する。

(a) 契約 A では、95 パーセントの信頼水準は CU1,000 であり、残りの 5 パーセントの分

布は CU1,001 から CU1,010 まで均等に広がっている。

(b) 契約 B では、95 パーセントの信頼水準は CU1,000 であり、残りの 5 パーセントの分布は CU1,001 から CU2,000 まで均等に広がっている。

B78 95 パーセントの信頼水準において、これら 2 つの契約は、同一のリスク調整を有する。しかし、例えば 97 パーセントの信頼水準においては、契約 A は CU1,004 で測定され、契約 B は CU1,400 で測定されることとなる。

B79 特定の状況における保険契約の特定のポートフォリオのために設定する信頼水準（すなわち、何パーセントか）を決定するため、判断が要求される。信頼水準の設定において、保険者は、分布の形状など、ポートフォリオによって異なり得る要因を考慮する必要がある。当該分布は時間とともに変化し得るため、保険者は、それに伴って将来の期間において、信頼水準を変更する必要がある場合がある。

条件付きテール期待値

B80 条件付きテール期待値（conditional tail expectation : CTE）（tail conditional expectation 又は tail value at risk と呼ばれる）技法は、VaR を強化したものである。CTE 技法は極度の損失の期待値をリスク調整の測定に織り込むことにより、VaR よりも潜在的な極度の損失をより良く反映する（分布が特に非対称とならない場合、信頼水準技法がリスク調整の目的を満たすかもしれないが）。アクチュアリー会のペーパー「生命保険及び年金商品のための原則主義のフレームワークに基づく不確実性に関するマージン算定のための方法分析」では、CTE 技法を次のように説明している。

CTE 技法は、異なる状況におけるパーセンタイルと平均値を組み合わせる、修正されたパーセンタイル・アプローチである。当該技法は、基本的に、事前に決定したパーセンタイルの特定の範囲（又はテール）内にある損失の平均値を計算する。CTE 技法を用いると、マージンは分布の選択したテールの全シナリオの確率加重平均から見積りの平均値（これは中間値、すなわち 50 パーセンタイル点となる可能性も、ならない可能性もある）を控除したもものとして計算される。

B81 例えば、信頼水準 75 パーセントを超える CTE（CTE(75)と示す）とは、保険金の分布の高位 25 パーセント（すなわち、テール）に位置する全結果の期待値である。このケースにおけるリスク調整は、CTE(75)での保険金の期待値から、全体の確率分布に対する保険金の期待値（すなわち、平均値）を控除したもものとなる。

B82 確率分布のテールに CTE 技法が焦点を当てるとは、保険契約の本質的な側面 - テールは分布の最もリスクが大きい部分であるという事実 - を反映している。テール・リスクは、組込オプション（例えば、多くの生命保険商品に組み込まれている金利保証及び他の金融保証）を含む、又は低い頻度で高い重要度のリスク（地震など）をカバーする保険契約、若しくは重要なリスクの集中を含むポートフォリオなど、非対称となる支払の

ある契約における重要な要因である。例えば、保険契約の大きなポートフォリオが重要な地震リスクに晒されているが、保険者が地震の発生確率をわずか1パーセントと見積る場合、保険契約の測定では、当該リスクを無視すべきではない。保険者が当該リスクから解放されるために合理的に支払うであろう金額の見積りの一部として、損失分布のテールに重要な考慮を行う必要がある。その結果、CTE 技法は B68 項に記載したリスク調整の目的を満たすことになる。しかし、分布が特に非対称でない場合は、信頼区間技法が目的を満たすかもしれない。

- B83 特定の状況における保険契約の特定のポートフォリオのために設定する CTE の範囲を決定するために、判断が要求される。CTE の範囲の設定においては、保険者は分布の形状を考慮することになる。当該分布は時間とともに変化し得るため、CTE の範囲はそれに伴って将来の期間において変更する必要が生じる場合がある。

資本コスト

- B84 資本コスト技法は、例えば、保険契約のプライシング、企業結合の評価、規制上の報告、内部資本管理、及び補足報告など多くの目的で適用される。一般目的の財務報告では、資本コスト技法は、保険者が自身の既存の保険契約を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・フローの金額及び時期の不確実性を反映するリスク調整を見積るために使用することができる。

- B85 保険契約を履行するために、保険者は十分な額の資本を保有及び維持する必要がある。保険者が十分な資本を保有しない場合、保険者は自身の義務を履行することができないかもしれない。保険契約者は自身の保険契約を解約する可能性が高くなる。

- B86 保険者は資本コスト技法を次のように適用する。

- (a) まず、保険者は、キャッシュ・フローに関する確率分布の見積りを導き出す。
- (b) 次に、保険者は、その分布から信頼水準を設定する。当該信頼水準は、保険者が既存の保険契約に基づいて自身の義務を履行できる高い確実性を示すよう意図されている。当該信頼水準における金額と全体の確率分布における保険金の期待値（すなわち、平均値）との差額は、保険者が既存の保険契約のポートフォリオに基づく自身の義務を、それらの契約に関連しないリスク要因は無視して、履行することができるという、高い確実性に対応する資本額を示す。
- (c) 最後に、保険者は以下によりリスク調整を見積る。
 - (i) 当該資本に対して契約の期間にわたって、適切な年利の形式で要因を適用する。
 - (ii) 資本が将来期間において保有されるため、貨幣の時間価値についてさらなる調整を行う。

B87 例えば、保険者が、信頼水準 99.5 パーセントを提供するのに必要な額に資本額を設定し、対応する資本額を CU100 に見積ると仮定する。また、保険者が適切な資本率を年 8 パーセントと見積り、かつ、当該資本額を 1 年間保有する必要があると見積ると仮定する。したがって、リスク調整は CU8（すなわち、CU100 の資本額の年 8 パーセントの 1 年分）となる。単純化するために、本例では貨幣の時間価値を重要視していない。しかし、資本額及び年利を使用したリスク調整の計算では、貨幣の時間価値を反映する必要があり、このことは、資本額がより長期にわたり保有される場合は特に関連する。

B88 リスク調整の目的（すなわち、実際の履行キャッシュ・フローが予想を超過するというリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう金額を見積ること）を満たすために、資本額と資本率の双方は、次のとおり適切な方法で導き出す必要がある。

(a) 資本額は、分布のテールのほとんど全体を把握するほど、十分に高い水準で設定しなければならない。そのために、保険者は、分布のテールにどの程度の不確実性が存在するかを識別する必要がある。

(b) 資本率は負債に関連するリスク（すなわち、保険者の所有者が当該負債におけるリスクへのエクスポージャーとして要求するであろうリスク）を反映しなければならないが、負債に関連しないリスク（例えば、無配当保険契約のための資産リスクや回避可能なミスマッチ・リスク）又は当該モデルの別の部分で既に把握しているリスクは反映してはならない。例えば、投資家が、保険者への投資から 18 パーセントのリターンを要求し、以下を含むと仮定する。

(i) 貨幣の時間価値に関連する 4 パーセント（すなわち、リスクフリー金利で、これは保険負債に関連しない。保険者は資本額をリスクフリーの資産に投資することにより、そのリターンを創出することが可能となり、そのため、当該リターンを保険負債から創出する必要はない。）

(ii) 保険者が負担する資産リスクに関連する 2 パーセント

(iii) 保険者が負担する回避可能な資産 / 負債のミスマッチ・リスクに関連して 1 パーセント

(iv) 将来の事業についての不確実性（将来の事業に関連するオペレーショナル・リスクを含む）に関連する 3 パーセント

これにより、資本リターンに関連する資本率は 8 パーセント（すなわち、18 パーセント - 4 パーセント - 2 パーセント - 1 パーセント - 3 パーセントとして計算される残り）となる。

B89 資本コスト技法はほとんど全体の分布を反映するが、資本額に関して選択した信頼水準を超える、分布の末端の比較的小さい範囲だけは考慮されない。これは、資本額を算定

するための信頼水準が、保険者が既存の保険契約に基づいて義務を履行できる高い確実性を示すよう意図される水準で設定されているためである。したがって、資本コスト技法における信頼水準の設定に際して、保険者は、極端な確率分布テールを除いたすべてのものについて、低い頻度で高い重要度の損失の可能性を考慮する。資本コスト技法では、契約期間にわたる資本額の解放を考慮しているため、当該技法は保険契約に関連するリスクが時間の経過とともにどのように変動するかも反映する。

- B90 資本額に関する信頼水準、及び、リスク調整を計算するためにその資本額に適用される年利は、各時点での負債の特性を反映するような方法で設定しなければならない。概念的には、異なる種類の契約に、異なる信頼水準及び異なる資本率を適用することが可能となる。しかし、資本額は、ほとんど全体の分布を把握するように設定される必要があるため、異なるポートフォリオに対して（時間とともに）、統合的な信頼水準及び資本率を適用することが可能な場合がある。

リスク調整技法の適用

- B91 B72 項では、リスク調整が目的（すなわち、実際の履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう金額を見積ること）を満たすために有しなければならない特性を記載している。本基準 [案] によって認められる 3 つの技法のすべては、必ずしもすべてではないが、少なくとも一部の状況においてこれらの特性を満たし、状況に応じてさまざまな程度でこれらの特性を満たすであろう。
- B92 最も適切なリスク調整技法の選択は、保険契約の性質に依存する。保険者は各種の保険契約に使用するための最も適切な技法の決定にあたっては、判断を行わなければならない。判断する際に、保険者は次の点についても考慮しなければならない。
- (a) 当該技法は合理的なコスト及び合理的な時間で実行可能であり、かつ、監査可能でなければならない。
- (b) 当該技法は、財務諸表の利用者が保険者の業績を他の保険者の業績と比較して評価できるよう、簡潔及び有益な開示を提供しなければならない。第 90 項(b)(i)では、3 つの認められた技法に使用した信頼水準の開示を要求している。

- B93 次の項は各技法が適切となる可能性が高い場合を説明している。

確率分布の形状

- B94 B72 項(a)は、低い頻度で高い重要度を有するリスクでは、高い頻度で低い重要度を有するリスクよりも、高いリスク調整をもたらすと述べている。言い換えると、より非対称な確率分布ではリスク調整はより大きくなるということである。
- B95 信頼水準技法では、確率分布の 1 つのポイントに焦点を当てるため、当該分布が特に非

対称ではない場合に限ってこの特性を満たす。その結果、信頼水準技法は非常に非対称となる分布には適切ではない。

B96 CTE 技法は、信頼水準を超えるすべての結果を考慮するため、非対称の分布であっても、この特性を満たすことができる。

B97 同様に、資本コスト技法は、必要資本が分布のテールのほとんど全体を把握するよう、十分に高水準に設定されているのであれば、非対称の分布であっても、この特性を満たすことができる。

契約期間

B98 B72 項(b)は、同様のリスクについて、より長期の契約は、より短期の契約よりも、高いリスク調整をもたらすと述べている。信頼水準技法及び CTE 技法では、保険者の結果分布の見積りがこの要因を考慮する範囲においてこれを達成する。資本コスト技法では、契約期間内の各期間における必要資本に資本要因（利率）を掛けることにより、時間とともに変化する分布形状を明示的に反映する方法で、これを達成する。

確率分布の幅

B99 B72 項(c)は、広い確率分布を有するリスクは、より狭い分布を有するリスクよりも、高いリスク調整をもたらすと述べている。信頼水準技法では、追加の分布の幅が選択された信頼水準を下回る場合に、これを達成する。CTE 技法は全体のテールを考慮するため、これを達成する。資本コスト技法では、分布の幅の拡大が、必要資本の見積りに使用される信頼水準よりも、分布のテールの外側にさらに生じない場合、分布の幅を考慮する。

見積りの不確実性

B100 B72 項(d)は、現在の見積り及びその傾向について知られていないほど、リスク調整はより高くならなければならないと述べている。信頼水準技法及び CTE 技法は、例えば、より高い信頼水準を設定することにより、この特性を考慮することが可能となる。資本コスト技法は、例えば、必要資本の見積りに使用した信頼水準を増加させることにより、この特性を考慮することが可能となる。

新たな経験

B101 B72 項(e)は、新たな経験が不確実性を軽減する範囲で、リスク調整は減少する（逆もまた同様）と述べている。3つの技法のすべては、新たな経験が損失分布に影響を及ぼし、したがって、リスク調整額にも影響を及ぼすため、この特性を満たす。

B102 したがって、要約すれば、確率分布が非対称となっておらず、かつ、時間とともに著しく変化しない場合は、通常、信頼水準技法は B72 項で説明された特性を有するリスク調整を提供することができる。しかし、確率分布が非対称となっている、又は時間とともに

に著しく変化する場合は、CTE 技法又は資本コスト技法がより適切となるが、これらのアプローチが、平均値付近の起こり得る結果の分布の形状（したがって、当該リスクも）及び、時間とともに生じるその形状の変化に対して、より敏感となる可能性が高いリスク調整をもたらすからである。

リスク調整及び複製ポートフォリオの使用

- B103 リスク調整が明示的な方法で（すなわち、予想キャッシュ・フロー及び割引率のビルディング・ブロックとは別個に）測定に含まれるという規定は、B45 項から B47 項で説明される「複製ポートフォリオ」アプローチを除外するものではない。二重計算を避けるために、リスク調整には、複製ポートフォリオの公正価値に取り込まれているいかなるリスクも含めない。

ポートフォリオ移転で取得した保険契約（第 40 項）

- B104 第 40 項は、企業がポートフォリオ移転で取得した保険契約のポートフォリオを、受け取った対価と履行キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高いほうで測定することを要求している。
- B105 受け取った対価が履行キャッシュ・フローの現在価値よりも高い場合、超過額（つまり、受け取った対価から履行キャッシュ・フローの現在価値を控除した額）は当初認識時の残余マージンとなり、第 50 項に従ってカバー期間にわたって純損益に認識される。
- B106 履行キャッシュ・フローの現在価値が受け取った対価よりも高い場合、超過額（つまり、履行キャッシュ・フローの現在価値から受け取った対価を控除した額）は、第 18 項に従って直ちに費用として純損益に認識される。
- B107 次の設例は、企業がこの原則をどのように適用するかを示している。

設例 3 - ポートフォリオ移転で取得した保険契約のポートフォリオの測定

保険者は、ポートフォリオ移転で保険契約のポートフォリオを取得する。受け取った対価は CU30 である。設例 3A では、保険者は履行キャッシュ・フローの現在価値を CU20 と見積っており、これは受け取った対価よりも低い。設例 3B では、保険者は履行キャッシュ・フローの現在価値を CU45 と見積っており、これは受け取った対価よりも高い。当初認識時に保険者は保険契約負債を次のように測定する。

	設例 3A	設例 3B
	CU	CU
履行キャッシュ・フローの現在価値	20	45
残余マージン	10	0
当初認識時の負債	30	45

設例 3A では、保険者はポートフォリオを受け取った対価の CU30 で測定する。その結果、受け取った対価と履行キャッシュ・フローの現在価値との差額の CU10 は、当初認識時の残余マージンとなる。

設例 3B では、保険者はポートフォリオを期待現在価値の CU45 で測定する。その結果、受け取った対価と履行キャッシュ・フローの現在価値との差額の CU15 は、当初認識時に費用として認識される。

企業結合で取得した保険契約（第 42 項）

B108 第 42 項は、保険者が企業結合で取得した保険契約のポートフォリオを、ポートフォリオの公正価値と履行キャッシュ・フローの現在価値のいずれが高いほうで測定することを要求している。履行キャッシュ・フローの現在価値が公正価値よりも高い場合、超過額（つまり、履行キャッシュ・フローの現在価値から公正価値を控除した額）は、企業結合で認識されるのれんの当初の帳簿価額を増加させることになる。

B109 次の設例は、企業がこの原則をどのように適用するかを示している。

設例 4 - 企業結合で取得した保険契約のポートフォリオの測定

保険者は、企業結合で保険契約のポートフォリオを取得する。ポートフォリオの公正価値は CU30 である。設例 4A では、保険者は履行キャッシュ・フローの現在価値を CU20 と見積っており、これは公正価値よりも低い。設例 4B では、保険者は履行キャッシュ・フローの現在価値を CU45 と見積っており、これは公正価値よりも高い。当初認識時に保険者は保険契約負債を次のように測定する。

	設例 4A	設例 4B
	CU	CU
履行キャッシュ・フローの現在価値	20	45
残余マージン	10	0
当初認識時の負債	30	45

設例 4A では、保険者はポートフォリオを CU30 の公正価値で測定する。その結果、公正価値と履行キャッシュ・フローの現在価値との差額の CU10 は、当初認識時の残余マージンとなる。

設例 4B では、保険者はポートフォリオを履行キャッシュ・フローの現在価値の CU45 で測定する。その結果、企業結合で当初認識されるのれんは、保険者がポートフォリオを CU30 の公正価値で測定した場合よりも CU15 だけ高くなる。

移行時の保険契約の測定（第 100 項）

B110 第 100 項の経過措置は保険者に対し、保険契約を履行キャッシュ・フローの現在価値で

測定し、結果として生じる修正を利益剰余金に認識することを要求している。さらに、保険者は、繰延新契約費の既存の残高及び以前の企業結合で引き受けた既存の保険契約に関連する無形資産について認識の中止を行い、利益剰余金を修正しなければならない。次の設例は、企業がこの原則をどのように適用するかを示している。

設例 5 - 移行時の保険契約の測定

保険者は、従来の会計方針に従って財務諸表に次の額を表示していた。

	CU
繰延新契約費 (DAC)	150
既存の契約に関連する無形資産	125
可能性のある将来の契約に関連する無形資産	75
保険契約負債	(900)

移行日に、企業は保険負債の履行キャッシュ・フローの現在価値を CU630 と見積っている。企業はまた、可能性のある将来の契約に関連する無形資産は IFRS に従って適切に認識及び測定されていると結論付けている。

その結果、企業は当初認識の日に次の調整を認識する。

- 保険負債の減少 CU270 (CU900 - CU630)
- DAC CU150 と既存の保険契約に関連する無形資産 CU125 の認識中止による資産の減少の合計 CU275
- 利益剰余金の正味減少額 CU5 (CU275 - CU270)

付録 C

他の IFRS の修正

当審議会は保険契約に関する新しい基準を最終的に決定する際には、以下に記載する修正を行う予定である。

基準	修正内容
<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」 	<ul style="list-style-type: none"> D4 項の第 2 文を削除する。当該箇所は IFRS 第 4 号のもはや関連のない部分に言及したものである。 IG58A 項の金融保証契約に対する言及箇所を削除する。IAS 第 39 号の修正案を参照。
<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 	<ul style="list-style-type: none"> 本公開草案の第 42 項と整合するよう保険契約に対する測定の例外を導入する。
<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」及び IAS 第 32 号「金融商品：表示」 	<ul style="list-style-type: none"> 金融保証契約の定義を削除する。 保険契約に対する範囲除外を修正し、金融保証契約を他のすべての保険契約と同様に取り扱う。現在、IFRS 第 7 号及び IAS 第 32 号の一部の規定が当該契約に適用されているが、保険契約について提案されている規定により、これは必要なくなる。 裁量権のある有配当性を有する投資契約に対する範囲除外を導入する。その結果、企業にこれらの契約の公正価値の開示を免除している IFRS 第 7 号の第 29 項(c)は、余分な規定となる。 IAS 第 32 号の AG8 項の例（金融保証契約）を、保険契約ではなく金融商品の例となるように修正する。一例としては、特定の信用格付けの変更に対応して支払を要求されるような保証が考えられる（IAS 第 39 号、AG4 項(b)）。
<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 32 号「金融商品：表示」 	<ul style="list-style-type: none"> 保険者が発行し、ユニット・リンク契約の基礎となる資産プールの一部として保有する株式を、純損益を通じて公正価値で認識及び測定する規定を導入する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ IAS 第 16 号「有形固定資産」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者が所有し占有している不動産のうち、ユニット・リンク契約の基礎となる資産プールの一部であるものを、純損益を通じて公正価値で測定する規定を導入する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ IAS 第 36 号「資産の減損」及び IAS 第 38 号「無形資産」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約から生じる繰延新契約費に対する範囲除外を削除する。今後、当該項目は存在しなくなるからである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融保証契約に対する既存の規定について説明している設例 9 を削除し、IAS 第 37 号の範囲内に留まる他の保証債務（例えば法定の保証）に対する IAS 第 37 号の規定を説明する設例に置き換える。
<ul style="list-style-type: none"> ・ IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融保証契約の定義（負債性金融商品の当初又は修正後の条件に従い期日が到来したときに、特定の債務者が支払不能となったために発生する損失に対して、発行者が所定の金額を保有者に支払って補償することを要求する契約）を削除する。 ・ 保険契約に対する範囲除外を修正し、金融保証契約を他のすべての保険契約と同様に取り扱う。金融保証契約の事後測定に関する第 47 項(c)を削除する。AG4 項での金融保証契約の議論を更新し、これらの変更を反映させる。 ・ AG4E 項(b)を更新し、保険契約について提案されている測定モデルにおける現在の情報の利用を反映させる。

審議会による 2010 年 7 月公表の「保険契約」の承認

公開草案「保険契約」は、国際会計基準審議会の 14 名のメンバーのうち 11 名により公表が承認された。エングストローム氏及びスミス氏は公表に反対した。彼らの代替的見解は結論の根拠の後に述べられている。パクター氏は、審議会に任命されたのが最近であることを考慮し、投票を棄権した。

デイビッド・トゥイーディー卿 議長

スティーブン・クーパー

フィリップ・ダンジョウ

ヤン・エングストローム

パトリック・フィネガン

アマロ・ルイ・ド・オリベイラ・ゴメス

ブラブハカー・カラバチェラ

エルク・ケーニツヒ

パトリシア・マコーネル

ウォーレン・J・マグレガー

ポール・パクター

ジョン・T・スミス

山田 辰己

張 為国